

第 3 日

1. 平成30年 3 月 9 日午前10時00分招集
2. 平成30年 3 月 9 日午前10時00分開議
3. 平成30年 3 月 9 日午後 4 時37分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(14名)

1 番 生 山 敬 之	2 番 森 潤一郎	3 番 蒲 池 恭 一
4 番 豊 後 力	5 番 荒 木 政 士	6 番 松 村 慶 次
7 番 小 山 暁	8 番 庄 山 忠 文	9 番 荒 木 拓 馬
10 番 池 田 龍之介	11 番 杉 村 幸 敏	12 番 笹 渕 賢 吾
13 番 高 巢 泰 廣	14 番 杉 本 和 彰	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	北 原 望	書 記	前 田 聡 子
---------	-------	-----	---------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	福 原 秀 治	教 育 長	小 出 正 泰
総務課長兼総合支所長	上 原 真 二	会 計 管 理 者	池 本 文 雄
まちづくり推進課長	高 木 浩 昭	税 務 住 民 課 長	石 原 康 司
健康福祉課長	高 岡 悦 雄	商 工 観 光 課 長	前 渕 康 彦
建 設 課 長	中 嶋 光 浩	農 林 振 興 課 長 兼 住 民 課 長	富 下 健 次
農業委員会事務局長	石 原 忠 邦	学 校 教 育 課 長	樋 口 哲 男
学校統合推進室長	下 津 隆 晴	社 会 教 育 課 長 補 佐	益 永 浩 仁
町立病院事務部長	池 田 宝 生	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 施 設 長	樋 口 幸 広

-
12. 議事日程

日程第 1 承認第 1 号 専決処分の承認について（平成29年度和水町下水道事業会計補正予算（第 4 号））

日程第 2 議案第 1 号 和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第 3 議案第 2 号 和水町工場設置奨励条例の一部改正について

日程第 4 議案第 3 号 和水町農村地域工業導入促進審議会条例の一部改正について

- 日程第5 議案第4号 和水町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第5号 和水町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第7 議案第6号 和水町介護保険条例の一部改正について
- 日程第8 議案第7号 和水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第8号 和水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第9号 和水町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第10号 和水町農業就業改善センター設置及び管理条例の廃止について
- 日程第12 議案第11号 平成29年度和水町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第13 議案第12号 平成29年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第13号 平成29年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第14号 平成29年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第15号 平成29年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第16号 平成29年度和水町下水道事業会計補正予算（第5号）
- 日程第18 議案第17号 平成29年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第18号 平成29年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第19号 平成29年度和水町病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第21 平成30年度当初予算審査報告について
- 日程第22 議案第20号 平成30年度和水町一般会計予算
- 日程第23 議案第21号 平成30年度和水町国民健康保険事業会計予算
- 日程第24 議案第22号 平成30年度和水町介護保険事業会計予算
- 日程第25 議案第23号 平成30年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算
- 日程第26 議案第24号 平成30年度和水町簡易水道事業会計予算
- 日程第27 議案第25号 平成30年度和水町下水道事業会計予算
- 日程第28 議案第26号 平成30年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算
- 日程第29 議案第27号 平成30年度和水町春富財産区特別会計予算
- 日程第30 議案第28号 平成30年度和水町後期高齢者医療事業会計予算
- 日程第31 議案第29号 平成30年度和水町病院事業会計予算
- 日程第32 同意第1号 和水町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第33 同意第2号 和水町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第34 同意第3号 和水町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第35 同意第4号 和水町農業委員の任命について

日程第36 同意第5号 和水町農業委員の任命について
日程第37 同意第6号 和水町農業委員の任命について
日程第38 同意第7号 和水町農業委員の任命について
日程第39 同意第8号 和水町農業委員の任命について
日程第40 同意第9号 和水町農業委員の任命について
日程第41 同意第10号 和水町農業委員の任命について
日程第42 同意第11号 和水町農業委員の任命について
日程第43 同意第12号 和水町農業委員の任命について
日程第44 同意第13号 和水町農業委員の任命について
日程第45 同意第14号 和水町農業委員の任命について
日程第46 同意第15号 教育委員会委員の任命について
日程第47 同意第16号 監査委員の選任について
日程第48 閉会中の継続審査について
日程第49 閉会中の継続調査について（各委員会）
日程第50 議員派遣について
追加日程第1 副議長高巢泰廣君の議員辞職の件
追加日程第2 副議長の選挙
追加日程第3 議席の一部変更

開議 午前10時00分

○議長（杉本和彰君） 起立願います。おはようございます。
御着席ください。
これから本日の会議を開きます。

日程第1 承認第1号 専決処分の承認について（平成29年度和水町下水道事業会計補正予算（第4号））

○議長（杉本和彰君） 日程第1、承認第1号「専決処分の承認について（平成29年度和水町下水道事業会計補正予算（第4号））」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

承認第1号、専決処分の承認について（平成29年度和水町下水道事業会計補正予算（第4号））については、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

日程第2 議案第1号 和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第2、議案第1号「和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第1号、和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第2号 和水町工場設置奨励条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第3、議案第2号「和水町工場設置奨励条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第2号、和水町工場設置奨励条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号 和水町農村地域工業導入促進審議会条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第4、議案第3号「和水町農村地域工業導入促進審議会条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第3号、和水町農村地域工業導入促進審議会条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号 和水町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第5、議案第4号「和水町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第4号、和水町後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号 和水町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

○議長(杉本和彰君) 日程第6、議案第5号「和水町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第5号、和水町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号 和水町介護保険条例の一部改正について

○議長(杉本和彰君) 日程第7、議案第6号「和水町介護保険条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第6号、和水町介護保険条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号 和水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第8、議案第7号「和水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第7号、和水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号 和水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第9、議案第8号「和水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第8号、和水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第9号 和水町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第10、議案第9号「和水町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第9号、和水町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第10号 和水町農業就業改善センター設置及び管理条例の廃止について

○議長（杉本和彰君） 日程第11、議案第10号「和水町農業就業改善センター設置及び管理条例の廃止について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第10号、和水町農業就業改善センター設置及び管理条例の廃止については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第11号 平成29年度和水町一般会計補正予算（第5号）

○議長（杉本和彰君） 日程第12、議案第11号「平成29年度和水町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第11号、平成29年度和水町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第12号 平成29年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第4号）

○議長（杉本和彰君） 日程第13、議案第12号「平成29年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第4号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第12号、平成29年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第13号 平成29年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）

○議長（杉本和彰君） 日程第14、議案第13号「平成29年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第13号、平成29年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第14号 平成29年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）

○議長（杉本和彰君） 日程第15、議案第14号「平成29年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第14号、平成29年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第15号 平成29年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（杉本和彰君） 日程第16、議案第15号「平成29年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第15号、平成29年度和水町簡易水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第16号 平成29年度和水町下水道事業会計補正予算(第5号)

○議長(杉本和彰君) 日程第17、議案第16号「平成29年度和水町下水道事業会計補正予算(第5号)」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第16号、平成29年度和水町下水道事業会計補正予算(第5号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第17号 平成29年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算(第3号)

○議長(杉本和彰君) 日程第18、議案第17号「平成29年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算(第3号)」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第17号、平成29年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第18号 平成29年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）

○議長（杉本和彰君） 日程第19、議案第18号「平成29年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第18号、平成29年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第19号 平成29年度和水町病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（杉本和彰君） 日程第20、議案第19号「平成29年度和水町病院事業会計補正予算（第2

号)」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第19号、平成29年度和水町病院事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第21 平成30年度当初予算審査報告について

○議長(杉本和彰君) 日程第21「平成30年度当初予算審査報告について」を議題とします。

各常任委員会において慎重に審査がなされておりますので、各常任委員長に報告を求めます。

最初に総務文教常任委員長から報告を求めます。

総務文教常任委員長 荒木拓馬君

○総務文教常任委員長(荒木拓馬君) 皆さん、おはようございます。

ただいまより総務文教常任委員会所管の平成30年度当初予算の審査報告をいたします。

当委員会は1名欠の4名の委員で審査を行いました。3月7日に会計室、議会事務局、まちづくり推進課、町民課、税務住民課、学校教育課を行いました。8日は社会教育課と総務課を行いました。事業計画及び予算について説明を受け、審査を行ったところであります。要約して審査結果を報告させていただきます。

また、平成30年度の当初予算は、町長の改選に伴う骨格予算として編成されております。

まず会計室から行いたいと思います。会計室においては、会計管理費として175万7,000円が組んであり、職員手当、需用費、役務費、委託料等となっております。

次に、議会事務局ですが、議会費として8,433万2,000円で、議員共済負担金においては、14名で計算しておりますけれども、4月1日現在の議員数で計算されるということで、そのようなことになっております。平成30年度からまた議員数が12名になるということで、その差額は約800万円程度ということになる見込みであるということです。

次に、まちづくり推進課を説明いたしたいと思います。

総額は2,027万1,000円となっています。これは対前年度比579万4,000円の増額となっております。増額の要因は、産業廃棄物処理施設地域振興策基金繰入金の増額とふるさと応援寄附金の収入の増額によるものです。歳入の主なものは、県補助金の路線バス補助金291万3,000円、寄附金のふるさと応援寄附金250万円、基金繰入金の産業廃棄物処理施設地域振興策基金1,120万円となっています。

続きまして、歳出の主なものです。まちづくり推進課の歳出は、総務費の中で文書広告費、企画費、地域づくり推進費、統計調査総務費、指定統計費となっています。同課の事業に係る歳出の総額は、1億1,304万7,000円となっております。これは、対前年度比212万2,000円の減額となっております。減額の要因は、おでかけ交通事業のシステム導入事業を29年度において実施したことによるものです。

費目ごとでは、文書広告費は、広報なごみ発行事業で、月4,200部作成で332万円となっています。次に、企画費は、第2次和水町まちづくり総合計画の策定業務ということで327万円、地方創生の推進やふるさと応援寄附金事業、関西和水会など企画事務系費として595万円、地方バス路線維持補助事業は、3,392万円となっています。産業廃棄物処理施設地域振興策補助金は、内田区の水防倉庫建設と河川環境保全活動費及び長小田区の公民館倉庫建設費として、1,120万円計上しています。おでかけ交通「あいのりくん」事業は、予約受付の非常勤職員報酬や乗合タクシー運行補助などの費用として1,799万円計上してあります。また、熊本地震復興基金の地域コミュニティ施設等再建支援事業として、内田区、鶯原地区、久井原地区の復旧工事助成として564万円の予算を計上してあります。地域づくり推進費では、総額1,773万3,000円となっており、地域づくり推進事務経費として151万円、地域おこし協力隊事業として1,621万円の予算を計上してあります。指定統計費は、総額で63万2,000円となっており、30年度は住宅土地統計調査が実施されるとのことであります。同課といたしましては、各種事業の実施により、町の振興に向けた施策を展開するとのことであります。

次に、住民課ですけれども、住民課の目標といたしまして、三加和総合支所の顔であるということ意識して、事務の執行に努めるということで、各課係を越えて相互に協力して業務を円滑に執行できるように努めるということで、窓口対応の3カ条、「挨拶・笑顔・態度」、業務遂行心3カ条「親切丁寧・公平公正・正確迅速」に対応する。2に「報告・連絡・相談」のスパイラルにより課内の情報共有を図る。3に各係業務について連携を密にし、学習し協力しあうということです。

総務振興係については、三加和総合支所の事務管理について、職員事務が円滑に行える環境づくりに努めるということです。総合庁舎内の維持管理に努め、住民及び職員が安全で安心に利用できる庁舎に邁進するということです。それともう1個、三加和総合支所の庁舎庁用車の維持管理に努め、職員が安全で安心して利用できる庁用車を保つということです。

税務住民係としては、正確迅速な本人確認と申請届出書類の的確な処理に努め、係内相互でのチェックと情報を共有する。2に窓口での適切、丁寧な対応で住民サービスの向上に努める。3、相談業務の円滑な実施、4、町税等の公平化による取り組み、5、働きやすい課内の環境づくり。

健康福祉課は、正確迅速な本人確認と申請届出書類の的確な処理を行う。２、窓口電話での対応を適切に行う。３、各種相談業務を他課と連携し、円滑に対応するという事で目標を掲げてあります。

住民課の総務使用料として、春富集会センターの使用料と中林水源水道使用料で10万8,000円が計上してあります。住民課一般会計歳出予算総額は、1,129万7,000円となっております。町有林監視、中岳公園管理委託料として25万円、支所費として979万円、春富集会センター費として125万7,000円、春富財産区の特別会計のところですけれども30万2,000円と、歳出のほうも30万2,000円で、財産区管理委員会費として12万3,000円が組んであります。

次に、税務住民課所管の当初予算について報告いたします。

一般会計予算としては、税務部門で、一般会計の歳入のうち、自主財源の基礎となる町税は、8億7,490万2,000円で、歳入の約14.3%を占めております。税の内訳といたしましては、町民税は、個人分・法人分合わせて前年予算費3,665万4,000円増の3億2,667万2,000円の予算計上であります。収納率は、個人分99%、法人税分94%の見込みであります。固定資産税は前年予算比1,011万5,000円の増で、4億4,108万4,000円の予算計上であります。収納率は98.4%の見込みであります。軽自動車税は、前年予算比157万円の増の4,675万3,000円の予算計上であります。収納率は97.9%の見込みであります。町たばこ税は、前年予算比807万5,000円増の5,783万1,000円の予算計上であります。入湯税は、前年予算比20万4,000円減の256万2,000円の予算計上でした。

歳出では、町税等の部課徴収業務、確定申告業務を行うため、人件費、システム費用など9,836万5,000円の予算計上であります。

町民生活部門、戸籍住民課からですけれども、歳入では、窓口において印鑑証明や税務証明等の諸証明の事務手数料、戸籍や住民票などの戸籍住民台帳手数料633万5,000円の予算計上です。歳出では、職員の人件費、戸籍個人番号システム運用費用など5,229万7,000円の予算計上であります。

生活環境といたしましては、歳入では、和水町斎場及びせきすい斎苑の火葬使用料として158万3,000円、犬の登録手数料や町指定ごみ袋のごみ処理手数料など758万4,000円の予算計上であります。歳出では、環境衛生費として職員及び水援隊の人件費、献血推進協議会補助金、家庭用飲用水の水質検査補助など、1,415万6,000円の予算計上であります。斎場費は和水町斎場の管理運営費415万1,000円、せきすい斎苑に係る和水町の負担金703万2,000円の合計で1,118万3,000円の予算計上であります。せきすい斎苑の大規模改修計画が、平成30年度から南関町と2町で協議、推進されていく予定であります。

清掃総務費では、ごみ収集運搬業務の委託料、有明広域行政事務組合への負担金、資源改修事業補助金など2億1,991万8,000円の予算計上となっております。そのうち有明広域行政事務組合への負担金は、1億8,565万円です。

国民健康保険事業会計予算ですけれども、歳入歳出予算の総額は、それぞれ14億6727万9,000円で、平成30年1月末現在で、一般被保険者数は2,780人、退職者被保険者数は18人、歳入として、国民健康保険税は3億93万2,000円で、歳入の20.5%を占めており、一般被保険者の収納率は

96.3%の見込みとなっております。平成30年度からの都道府県移行に伴い、保険給付費等交付金の歳入科目が一本化され、10億4,177万4,000円を予算計上し、歳入の71%を占めております。一般会計からの繰入は、1億2,374万1,000円の予算計上で、歳入の8.4%を占めております。

歳出といたしましては、国民健康保険事業を運営するうえでの一般的な費用である一般管理費に2,006万3,000円を予算計上、医療機関にかかった場合の保険給付費は、総額で9億7,669万2,000円の予算です。歳出の66.7%を占めております。国民健康保険事業給付金として、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護給付金分として県が試算した納付金額を、3億704万4,000円を計上しております。特定保険の受診率アップ、また人間ドック等の委託など、特定健康診査等事業費として、2,002万4,000円の予算計上、なお、特定健診の受診率目標は、65%としてあります。健康増進の推進のために必要な保健衛生普及費として、192万8,000円を計上してあります。保険事業推進費に必要な人件費やシステム改修費など、疾病予防費として924万6,000円を計上してあります。直営診療施設勘定繰出金として、和水町町立病院の保健事業等に繰り出すため、3,740万2,000円を予算計上してあります。

後期高齢者医療事業会計予算ですけれども、歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億6,267万3,000円です。広域連合試算の被保険者数は2,519人となっております。歳入ですけれども、特別徴収、普通徴収の後期高齢者保険料8,907万円は、歳入の54.8%を占めております。一般会計からの繰入6,447万8,000円は、歳入の39.6%を占めております。保険料と合わせると94.3%を占めることになります。

歳出ですけれども、被保険者から徴収した保険料を広域連合へ負担金として支出する後期高齢者医療広域連合給付金は、1億4,830万9,000円です。歳出は91.2%を占めているところであります。

次に、学校教育所管の報告をいたします。歳入ですけれども、歳入の主なものとしては、諸収入の奨学金貸与制度の貸付金の返還357万6,000円、三加和小スクールバス補助金や自殺対策推進事業補助金など、教育費県補助金262万円で、歳入合計は733万7,000円となっております。

歳出のほうですけれども、教育総務費は、教育委員に関する教育委員会費183万3,000円、事務局費1億2,345万2,000円、教職員住宅の住宅施設費19万6,000円、学校統廃合事業費391万2,000円、合計で1億2,939万3,000円となっております。主な歳出は、特別支援教育支援員、複式学級補助員など町雇用の非常勤職員の報酬3,922万7,000円や、正規職員に係る人件費が約8割を占めています。小学校費は、学校管理費6,420万2,000円、教育振興費977万5,000円、合計で7,397万7,000円となっております。主な歳出は、事業等に必要な消耗品や校舎、体育館等の電気ガス代の需用費2,214万7,000円、警備委託、樹木管理委託や三加和小のスクールバスの運行委託など、委託料が2,485万5,000円となっております。工事関係では、複式学級、特別支援学級の関係者から、エアコン3台を設置する計画であります。

中学校費になりますけれども、学校管理費3,671万1,000円、教育振興費が989万6,000円、合計で4,660万7,000円となっております。小学校と同様、学校の管理等に必要な需用費が大きな経費となっております。学校共同調理場費ですけれども、学校給食菊水共同調理場、三加和共同調理場

の運営に関する1億6,867万5,000円の予算であります。正規職員及び非常勤職員の人件費が約49%を占めています。備品購入費では、菊水共同調理場の老朽化した食器、器具消毒保管庫や配送車を購入する計画となっております。

次、社会教育課ですけれども、社会教育費、保健体育費ということになっております。社会教育課全体の予算額は、1億5,950万2,000円を計上してあります。目別で説明しますと、社会教育総務費の予算は4,585万6,000円、内容は、放課後子ども教室、人権教育集会、ふれあい大学、成人式など各種事業費、また、各種社会教育団体に対しての負担金、補助金などの経費、その他職員の人件費と事務経費であります。公民館費の予算は3,461万9,000円、内容は、三加和公民館、中央公民館の維持管理経費が中心であります。その他地区分館活動、手漉き和紙などの事業、また、各種団体等に対しての負担金、補助金などの経費となっております。

文化財保護費の予算は、1,515万3,000円となっております。内容は、各種団体への負担金、補助金や文化財保護審議会などの経費、田中城址、豊前街道、腹切り坂等の維持管理費や、資料館や金栗遺品など保存管理の経費となっております。

保健体育総務費の予算は2,698万3,000円となっており、内容は、金栗マラソン大会やペタンク大会など、各種大会の経費や各種団体に対しての負担金、補助金などの経費、その他職員の人件費と事務経費となっております。

体育施設費の予算は、3,689万1,000円、内容は、町体育館、スカイドーム2000、ふれあい会館、グラウンドなどの維持管理費です。また、スカイドーム2000の屋根の防水工事として、約560万円を計上しております。

最後に総務課のほうですけれども、今回骨格予算ということで編成されているということから、事業費が多額な新規事業等については、予算計上はされておきませんが、政策的経費のうち債務負担行為を設定している事業や、国庫補助事業で年度当初補助申請を行う事業など、当初予算において計上を要するもの、また、道路整備など、これまで計画的に整備をしてきた事業等に係る予算や、住民に対する各種補助金等、条例や要項、要領など各種規定に基づいた予算など、義務的性質の予算につきましては計上されております。

平成30年度当初予算は61億3,275万9,000円で、対前年度比マイナス3億1,987万8,000円、率にして5%の減少となっております。歳入については、町税、分担金負担金、繰入金、繰越金等の自主財源は14億1,252万5,000円で、対前年度比2億6,213万5,000円の増額となりました。また、町税収入の伸びもみられますが、主な要因は、繰越金を約2億円増額したことによるものです。収入減となる見込みとなるもので、我が町の収入の50%を占める地方交付税が、合併10年を経過したことによる一般算定に向けた縮減と地方財政計画上の削減の影響により、対前年度比2億6,591万3,000円減の29億6,983万5,000円と見込まれております。今後もこの減少傾向は続くものと思われます。その他各種交付金等についても収入の減額傾向が顕著に表れており、厳しい財政運営が強いられると思います。

また、町債は5億1,120万円で、対前年度比3億720万円減少しています。町債の内訳は、過疎債が3億4,370万円で、道路整備などのハード事業分が2億5,120万円、子ども医療費助成事業な

どのソフト事業分が9,250万円となっています。その他合併特例債が1,750万円、臨時財政対策債が1億5,000万円です。

次に、歳出について報告をいたします。

新規事業として一般管理費では、地方公務員法及び地方自治法の改正により、平成32年度から会計年度任用職員制度の導入が求められます。これは非常勤職員制度に代わるもので、大幅な例規の改正が必要となることから、専門家の支援を得て例規の改正に取り組む予算として、委託料205万2,000円が計上されております。

財政管理費では、システムの改修によって、法律的かつ効果的な新地方公会計の運用を図るため、委託料129万6,000円が計上されております。電子計算日では、28年度から実施しているマイナンバー制度に伴うシステム整備が終息していることから、248万3,000円減額の7,666万4,000円計上されております。国際交流事業では、隔年で訪問と受け入れを行って、韓国広州市との交流を図っております。平成30年度は、韓国広州市へ訪問する費用など、143万4,000円が計上されております。消防関係では、耐震性防火水槽3基1,800万円、自主防災組織助成事業補助金590万円が計画されています。耐震性貯水槽は約800万円が国庫補助を、940万円が合併特例債の充当が予定されております。自主防災組織への補助は、宝くじ助成事業として申請をされております。公債費は元金、利子の合計で、対前年度比992万1,000円減の9億4,400万円が計上されています。

これをもちまして、総務関係を終了いたしたいと思います。各課とも事業計画と予算計上が適正になされていることを報告して、総務文教常任委員会所管の平成30年度当初予算の審査報告を終わります。

○議長（杉本和彰君） これで、総務文教常任委員長の報告を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、厚生常任委員長に報告を求めます。

厚生常任委員長 蒲池恭一君

○厚生常任委員長（蒲池恭一君） 皆さん、改めましておはようございます。厚生常任委員長の蒲池でございます。厚生常任委員会に付託されました予算審査につきまして報告いたします。

厚生常任委員会に付託されました案件は、平成30年度一般会計当初予算における、健康福祉課、総合支所住民課所管事務関係と特別会計の平成30年度介護保険事業会計、そして特別養護老人ホーム事業会計、国民健康保険和水町立病院事業会計について、平成30年3月7日に各会計関係職員の同席のもと慎重に審査をいたしました。

まず、一般会計の健康福祉課関係を報告いたします。

健康福祉課は、福祉係、障害福祉係、子ども家庭係、保健予防係、地域包括支援係、介護保険

係、そして神尾保育園の7係で、住民福祉に関する業務を行っております。

まず、民生費全体では、本年度予算額14億742万5,000円で、前年度より5,654万3,000円の減額となっております。減額の主なものといたしまして、臨時福祉給付事業の4,935万6,000円減額や特別会計への繰出金等が主な理由でございます。まず、民生費の主な事業は、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉措置、福祉と措置ですね、そして保健衛生、出生から高齢者や障害者等まで、幅広く住民の方々が安全・安心して暮らせるまちづくり事業に分配されております。

細かくみえますと、社会福祉費、高齢者福祉関係予算では、第3期和水町地域福祉計画策定支援事業委託や熊本地震における住まいの再建支援の予算が30年度に計上されております。また、町が管理委託しております和水町老人福祉センターについては、施設利用が低いことや他の類似施設もあることから、公共施設総合管理計画の施設の基本方針をもとに、施設の必要性について検討する必要があると考えております。また、町老人クラブ連合会組織の単位老人クラブが年々減少しており、原因と究明に対策が急務であると考えております。

また、障害者福祉費については、前年度より208万5,000円減額しておりますが、障害者総合支援給付費の介護等給付費がここ数年緩やかに伸びていました。

次に、児童福祉費についてですが、前年度より1,442万5,000円増加しておりますが、主な要因として、保育士処遇改善による保育等給付費負担金の増加があげられます。また、学童、延長保育、ファミリーサポート等、子育て世代の方々が、和水町で仕事をしながら安心して暮らせる町、そして、子育てしやすい環境のために予算が分配されております。神尾保育園につきましては、平成30年度申し込み状況を見ますと、神尾校区以外からの申し込みが多い状況でありました。また、近年の傾向といたしまして、ゼロ歳から1歳児の途中からの、中途からの入園希望も増加しており、職員配置の見直し、対応ができるような予算が計上されておりました。

次に、地域包括センターについては、介護保険の地域支援事業へ移行しており、454万9,000円の減額でした。

次に、保健衛生費ですが、3億4,278万8,000円で、前年度より744万2,000円の増額となっております。主な要因は、町立病院事業会計の繰出金292万3,000円の増、人件費539万6,000円の増等によるものであります。保健衛生の主な事業は、がん検診及び39歳以下の特定健診等の住民検診、予防接種費用助成、子どものインフルエンザ費用助成、乳幼児及び妊婦検診の委託料等が主なものであります。保健予防の予算は、胎児から高齢期にいたる生活習慣病の発症と、重症化予防のための事業を細やかに展開するために、予算を計上されております。和水町の医療費の削減のために、住民検診の検診率の向上と、検診結果に伴った生活習慣病の重症化予防のために、国保年金係と連携、協力し、個別の保健指導に重点を置き活動されております。

最後に、平成30年度介護保険事業会計当初予算ですが、昨年度より1,575万2,000円増の15億2,102万8,000円となっております。介護サービス等の給付費は、3,377万円の減額となりましたが、介護給付費準備基金への5,000万円の積立てが増額の要因となっております。施設サービス及びデイサービス等の介護給付費は、平成24年度の14億927万から毎年下がり続け、平成28年度では13億4,172万円、平成29年度においても減額の13億3,000万円を見込んでおります。また、平成30年

度から平成32年度における第7期介護保険事業計画期間においては、月額介護保険料の基準額を、前期の6期と同額の5,800円と算定しておりますが、この基準額は熊本県内45市町村の中でも高いほうから35番目、低いほうから6番目、低いほうから6番目を位置しております。ちなみに、現時点の県平均の見込みは6,400円となっております。

他市町村との比較において、以上のような結果となった要因としては、65歳以上の第1次被保険者における前期高齢者の割合が増加傾向にあることと、介護給付費のマイナス改定や施設サービスの受け皿の多様化による給付費の抑制、また、介護予防を目的とした各地区の公民館54地区で実施しております、お茶の間筋トレ体操も介護の重症化を和らげ、介護サービスの利用減少につながっているものと思われます。しかし、今後さらなる少子高齢化による人口減少も予想される中、高齢者の皆様が住み慣れたこの和水町で生活を継続できるよう、介護保険財政の健全化はもとより、地域包括ケアの充実がさらに求められるものであると考えております。

次に、平成30年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算の審査報告をいたします。

まず、歳入について報告させていただきます。

歳入合計4億7,844万円の中で、実質的な事業収入として、繰越金、繰入金を除いた額は4億4,868万7,000円で、前年比318万8,000円の減収となっております。主な減収の理由は、平成30年度から3年間介護保険第7期が開始されることに伴い、介護保険の報酬単価の改定があり、従来型多床室の短期入所生活介護、俗にいうショートステイと通所介護、デイサービスの報酬単価が下がったため、保険給付分と自己負担金の利用料が減収となっております。前年度繰越金は、前年と比較して300万円の増の1,500万円を見込んでおります。29年度から利用者の入院による空きベッドを利用した入所や、町の総合事業開始に伴い、土曜日、月2回の営業を毎週実施されるなど、経営努力を図られております。30年度の一般会計からの繰入金は、1,092万円の減の1,475万3,000円となっておりますが、昨年度と同様に退職者に伴う栄養士と正職員の人件費が含まれておりません。したがって、4,000万近くの繰入金が最終的には必要であると思われます。

次に、歳出についてですが、昨年度1,110万8,000円の削減で、主な臨時職員の賃金であり、29年度は臨時介護等19名の4,029万3,000円を、30年度13名の2,849万7,000円と1,179万6,000円の減となっております。ただし、施設整備の老朽化による修繕費で、前年度比106万円増の306万円となっております。本年度当初予算において人件費の削減がっておりますが、事業収益に対する人件費の割合は80%と高く、経営指数からみてもさらなる人件費の削減等の経営努力を図っていく必要があると考えております。きくすい荘は、和水町の高齢者が在宅で生活することが困難となったときに、住み慣れた地域で生活していただくため、安心・安全な生活環境と良質な介護サービスを提供していく施設として運営しており、以前と比べきくすい荘の待機者は減っている状況ではありますが、今後も必要が高く、和水町になくてはならない施設であると考えます。施設の老朽化や熊本地震の影響等を考えると、安心・安全な施設環境を整え、今後の地域包括ケアシステムの一役を担う施設として、事業を継続していくことが望ましいと考えております。

最後に、和水町病院事業会計の審査報告をいたします。

平成30年度和水町事業会計については、収益的収入及び支出の予定額は、収入支出それぞれ8

億5,347万3,000円で、前年対比8,796万8,000円の減となっております。収入の内訳といたしましては、入院収益、入院患者数、年間2万4,000人と見込み、4億2,899万9,000円、外来収益を外来患者数年間2万5,500人と見込み1億5,862万4,000円と予定しております。また、一般会計からの繰出金につきましては、主に不採算性などにより、民間で医療サービスの提供が困難な地域等に交付される地域交付税繰出基準に基づいて、収益的収入と資本的収入に分配されております。繰出金総額は2億1,258万円で、前年度から292万3,000円の増額となっております。退職手当特別負担金を除いた一般会計からの繰入金は、749万1,000円となっております。増額の理由といたしまして、過疎対策事業債の元利償還金が繰り入れられたこととなったこととなります。

次に、補助金関係では、有明圏域各市町村補助で、有明地域夜間休日救急医療診療体制運営事業補助金339万9,000円、国費補助金として緊急患者受入体制支援事業補助金の222万円などが計上されております。健康管理センター収益では、1,860万7,000円が計上されており、住民検診での減少健康はあるものの、事業所との産業医契約、受診事業所の増加による増収が見込まれております。また、居宅介護支援事業収益といたしまして、1,980万円、訪問看護事業収益として1,687万9,000円がそれぞれ医療費、介護給付費、予防介護給付費と利用料が計上されております。

次に、収益的支出の医療費用では、7億8,980万1,000円で、前年対比8,815万9,000円の減となっております。主な給付費が全体比の66.7%を占めております。なお、健康管理センター居宅介護支援事業所、訪問看護事業所で、給与総額5億7,798万6,000円が計上されており、前年度と比較すると3,237万7,000円の減額となっております。また、職員数で見ますと、前年度から正職員が3名減少し70名、非常勤医師14名、非常勤職員26名となっております。

次に、資本的収入及び予定額は、収入予定額7,298万5,000円で、収支予算額は1億555万3,000円となっております。支出に対して不足する3,256万8,000円は、過年度分及び当年度分消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補充することとなっております。本年度は、院内情報システム、オーダーリングシステムのサーバー更新にされることであり、国保調整交付金の経営合理化に係る補助金を活用し、医療機器の購入にあたるということでもあります。また、企業債償還金として5,563万2,000円が計上されておりますが、前年度と比較いたしまして440万9,000円の減となっております。なお、平成30年度末まで償還金残高は、3億2,636万2,000円となっております。

最後に、町立病院は、平成29年度から4カ年新公立病院改革プランに基づき進められているわけではありますが、志垣事業管理者を中心として、職員一人一人の意識改革を図り、少子高齢化による将来の人口減少推計等を考慮し、確かな目標を持って、最良の医療を地域住民の皆様方に提供されることを期待して報告といたします。

以上をもちまして、厚生常任委員会に付託されました平成30年度一般会計当初予算における健康福祉課、総合支所住民課所管事務関係と特別会計の平成30年度介護保険事業会計、国民健康保険和水町立病院事業会計、特別養護老人ホーム事業会計について、全会一致で承認したことを申し添え、委員長の報告といたします。終わります。

○議長（杉本和彰君） これで厚生常任委員長報告を終わります。

次に、建設経済常任委員長に報告を求めます。

建設経済常任委員長 豊後 力君

○建設経済常任委員長（豊後 力君） 皆さん、こんにちは。建設経済常任委員長の豊後でございます。

本定例会において、建設経済常任委員会に付託されました平成30年度歳入歳出当初予算審査報告をいたします。

当委員会では、3月7日午前9時より、農業委員会の当初予算審査を行いました。農業委員会の構成も大幅に30年度は変更になります。新農業委員11名、推進委員17名となります。主な歳入としては、農業委員会補助金178万3,000円、前年度決算額の約90%を計上いたしております。農地利用状況調査、農地利用意向調査に関する経費、機構集積事業補助金として20万円、さらに農業者年金事務委託事業収入35万2,000円が主な財源となります。歳出総額として2,211万5,000円、前年度より703万3,000円減額、要因として、職員1名の減によるものであります。主なものでは、委員報酬488万1,000円、委託料として、農家台帳システム、元号対応バージョンアップ、住基固定突合に170万7,000円。

次に、農林振興課の審査を行いました。担当課長より、平成30年度農林振興課の目標として、大きく2項目を掲げてあります。1項目目が、優良農地の維持と認定農業者を確保し、担い手育成を進める農業振興を図る。二つ目に、補助事業を活用し、裏作の採れる圃場を整備し、所得の向上を図る。これらを踏まえ、各部の方針として、農業政策係は、認定農業者の新規認定5名を目指す。農業振興係は、農地の保全管理に対する支援、二つ目に、担い手への農地の集積を図る。三つ目に、国・県補助事業をフルに活用。耕地係では、一つ目に、県営圃場整備事業の推進、それから、二つ目として、農業基盤整備事業の推進、さらに、林務係は、林業振興に伴い、林地台帳の整備、二つ目に、県治山事業の実施、3番目に、有害鳥獣被害防止対策の充実、これらを実践するため、骨格予算として農林振興課予算総額2億6,475万5,000円、主な事業として、農業総務振興費1,742万7,000円、これらは農業機械整備補助金となります。さらに中山間地域直接支払事業、6,124万5,000円、さらに土地改良事業費3,227万5,000円、農地流動化地域推進事業1,461万7,000円、それから、人・農地問題解決加速支援事業費2,475万円、さらに、多面的機能支払交付金事業に1,700万6,000円、それから、有害鳥獣対策事業635万9,000円、林業総務費に1,213万7,000円。平成29年度当初予算との比較として、主な増額は、農業機械等整備補助金559万9,000円の増額、県営圃場整備事業2,350万増額、それから、有害鳥獣対策事業250万6,000円が増額になりました。

以上が、農林振興課の平成30年度骨格予算計上となります。

次に、商工観光課課長より、平成30年度の商工観光課の概要説明を受け、予算審査を行いました。大きな目標として、一つ、郷土愛と誇りを育む町らしいストーリー化、二つ目に地域で稼ぐ仕組みづくり、三つ目に、雇用創出を生む環境整備、これらを三本柱として、金栗四三や日本遺産を活用した地域活性化に取り組んでいくとのことであります。

事業費として、商工総務総額は、1億1,256万1,000円となり、平成29年度との比較は1,013万

3,000円の増額となります。要因は、金栗四三大河ドラマPR事業で、職員の増員を行ったことによる人件費増、及び1市2町いだてん地域振興協議会負担金443万3,000円を計上したことによる増額となります。今回骨格予算であるため、大河ドラマいだてん和水町推進協議会の負担金は計上されていませんが、概算的な予算計上はすべきかと思います。

それから、商工観光部門では六つの事業に取り組みます。一つ目、玉名圏域定住自立圏形成推進会議商工分科会事業として、高校生を対象とした就農支援のための地元企業ガイダンスの開催費118万6,000円、そのうち町負担金が13万1,000円、二つ目に、物産館ネットワーク構築意見交換認知度向上取組60万円、このうち町負担金10万円、3番目に、観光分科会の県北観光プロジェクトチームによる着地型体験観光商品造成事業費500万円、そのうち町の負担金としては18万2,000円でございます。4番目、1市2町いだてん地域振興協議会事業費1,550万円、そのうち町負担金443万3,000円、5番目に、熊本県北観光協議会の国内誘客アウトドア拠点化の推進事業費として350万円、これも町の負担金は50万円でございます。さらに、海外誘客事業費860万円、これも町の負担金としては122万9,000円ですが、そのうち2分の1、61万4,000円は、地方創生推進交付金を財源として予定をいたしております。6番目に、日本遺産観光部部会事業で、総額2,450万円が計画されており、町商工観光課が事務局を担う予定とのことであります。今後菊池川流域等の広域的な観光振興を図るものと期待をいたします。

次に、商工業振興費では、菊水ロマン館の屋根防水改修工事や地下タンク内部清掃費用として208万9,000円、道の駅駐車場や急速充電器の維持管理費として230万5,000円、三加和温泉ふるさと交流センター緑彩館指定管理費や修理費として422万5,000円、さらには、和水町商工会補助金750万円となります。

観光費として、肥後民家村維持管理費793万7,000円、そのうち収入見込みが157万8,000円、それから、金栗四三PR費512万5,000円、さらに古墳祭750万円、戦国肥後国衆まつり450万円、山太郎祭237万円、それから、菊水町観光協会補助金として200万円。

まとめとして、商工観光部門は、言うまでもなく地域経済の活性化を担う重要なポジション、要であります。祭りやイベントが目立つ部門ではありますが、仕事に対する目的意識を明確に掲げ、それに向け達成のために邁進していただきたい。ただ単純の町の知名度が上がり、観光客が増えるということが目的ではありません。外貨を稼いで、民間事業の売上が増加し、民間事業者の所得が増え、稼いだお金を地域内でいかに循環させて、経済活性化を図っていくかということが、商工観光課の事業の目的であると考えます。行政主導から脱却し、イベントから脱却し、そして、補助金ありきの事業立案から脱却をし、地域住民の皆さんたち自らお金を稼ぐ、まさに事業として成り立つ仕組みづくりや環境づくりに、今まで以上に情熱を注いでいただきたいと期待しております。これは商工観光課へのエールでもあります。

最後に、建設経済当初予算を審査を行いました。はじめに、所管の建設課課長より予算編成について概略説明を受け審査いたしました。平成30年度歳入歳出総額予算として、6億6,826万6,000円となります。歳入の主なものは、土木使用料1,923万7,000円、道路使用料147万7,000円、それから、町営住宅使用料1,776万円、そのうち管理戸数は、菊水地区2団地11棟の44戸になります。

三加和地区4団地25棟の54戸となります。それから、土木費国庫補助金1億4,239万3,000円、住宅費交付金777万5,000円、南団地外壁屋根改修工事550万円、住宅耐震設計20万円、住宅耐震改修27万6,000円、それから、アスベスト含有調査業務委託179万9,000円、さらには、道路整備交付金1億3,461万8,000円、社会資本整備総合交付金として、内田吹野線1,897万5,000円、江田高野線1,897万5,000円、防災安全社会資本整備交付金として、江田高野線3,974万3,000円、西光寺中林線4,743万7,000円、橋梁点検948万7,000円。それから、土木債2億6,530万円、そのうち道路整備事業、これは2億2,420万円、さらに土木費補助事業として3,300万円、行政区申請、これも土木費の事業で3,300万ありますが、これは後ほど費用としても出てまいります。行政区の申請が39地区3,900万円、それから、これは補助額50%の補助率になっております。団体申請28区の2,800万円、これも同じく補助額が50%ということでございます。

それから、歳出として主なものは、土木費総務費7,967万4,000円、道路維持費5,284万3,000円、道路新設改良費、これは単独でございますが、1億1,554万9,000円、道路新設改良費補助3億2,340万円、橋梁維持費1,547万7,000円、河川総務費469万5,000円、さらには、河川維持費として400万円、それと住宅管理費3,687万5,000円となりました。

以上が、建設経済費の重要な項目でございます。

細部にわたりましては、この場で皆さん方に諮るのは大変な部分でございますので、大枠の部分だけを申し上げました。

次に、特別会計簡易水道事業会計の審査をいたしました。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,060万1,000円となります。歳入の主なもので、使用料及び手数料として2,317万3,000円、繰入金2,418万3,000円、繰越金300万円。それから、歳出については、一般管理費890万3,000円、施設管理費として1,439万2,000円、公債費、元金が2,297万4,000円、公債費利子333万2,000円、予備費として100万円となっております。繰入金の依存が続く中、安心・安全な安定供給を維持しながら、水道使用者の加入促進に努め、効率的経営を推進し、経営の健全化に努めていくことを願います。

次に、特別会計、下水道事業会計の審査をいたしました。歳入歳出総額6,493万7,000円となり、歳入では、水道事業加入負担金90万1,000円、下水道使用料2,520万1,000円、それに繰入金3,375万3,000円が主な収入でございます。歳出として、一般管理費921万4,000円、施設運営費2,672万9,000円、公債費元金2,238万6,000円、公債費利子560万8,000円、予備費が100万円でございます。

この事業も同じように、このような状況の中、当町の特定環境保全公共下水道事業は、平成18年4月1日の供用開始後、新年度において13年目を迎えます。現在まで433件の接続となっておりますが、敷設区域内いまだ100件弱の未接続世帯があり、事業への理解を求め、接続率の向上に努めるとともに、今後は企業会計制度設計に向け施設の適正な維持管理に努めるとともに、経費削減を図り、繰入金の依存脱却を願います。

最後に、特定排水処理事業の審査を行いました。歳入歳出総額は1億206万9,000円となり、歳入として、分担金及び負担金433万円、使用料及び手数料3,358万3,000円、国庫支出金1,035万3,000円、県の支出金が181万円、さらに繰入金2,533万8,000円、さらには町債として2,400万円、以上

が主な収入になります。歳出として、一般管理費23万5,000円、施設管理費7,790万円、公債費元金2,103万1,000円、公債利子190万3,000円、予備費100万円となりました。

同じく、特定地域生活排水処理事業については、平成28年度の設置基数17基、平成29年度25基の設置がなされていますが、未だ未整備世帯が残されており、衛生環境向上のためよりいっそうの周知徹底を図り、単独処理浄化槽、汲み取りトイレ等からの合併処理浄化槽への転換推進に努めていただきますよう願います。平成30年度は25基の設置を目標に、整備率の向上を目指しており、さらなる推進を願います。

以上、三つの特別会計については、独立採算による企業形態を念頭に、事業拡大と町民にとって安心・安全な環境整備に努力されることを願い、以上で、建設経済常任委員会に付託されました、平成30年度当初予算審査報告を終わります。

○議長（杉本和彰君） これで、建設経済常任委員長の報告を終わります。

以上で、平成30年度当初予算審査報告を終わります。

日程第22 議案第20号 平成30年度和水町一般会計予算

○議長（杉本和彰君） 日程第22、議案第20号「平成30年度和水町一般会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9 番 荒木拓馬君

○9 番（荒木拓馬君） 67ページのいだてんの部分の443万3,000円ですけれども、これについてもうちょっと、この資料はもらってますけれども、詳しくもう一度説明をお願いしたいと思っています。

○議長（杉本和彰君）

商工観光課長 前渕康彦君

○商工観光課長（前渕康彦君） 荒木議員の御質疑にお答えいたします。

443万3,000円でございますが、こちらは玉名市、南関町、和水町で組織します1市2町いだてん地域振興協議会の負担金でございます。先ほど委員長のほうからも御報告ありましたように、事業費の総額といたしましては、1,550万円で、主にPR、広域的にPRをやっていく、そういった事業に充ててあるものでございます。大河放送を記念したイベントの開催費、それからノベルティグッズの作製、さらには、県内の子どもたちを中心に、漫画本を作製して啓発を図ろうと、そういった取り組みもこの事業の中に含まれております。

負担金の割合でございますけれども、玉名市が4、和水町が2、南関町が1ということで、4対2対1の割合で負担を出し合っているところでございます。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

9 番 荒木拓馬君

○9 番（荒木拓馬君） PR関係が主なものということで、グッズとか祈念イベントとか漫画のあれと言われましたけれどもですね、ちょっとあれが課としてはちょっとあれかもしれませんけ

れども、一度新聞に載ってたんですけれども、市長がですね、マラソンのフルマラソンを創立したいというようなことを言っておられて、だれかが玉名市の方が、よければ和水と玉名市と南関もよければですね、通すコースとかそういうものをね、やったらいいんじゃないかというのがありましたけれども、1市2町で話すということで、こういうことだけしか話さないならですね、結局新聞に載っていた部分は全然その可能性はないのか、どこでその話ができるのかというのは分かりませんが、ちょっと筋の違った部分で言ってるようなんですけれども、なんかそういうところがこの予算とは少しかけ離れてくるかもしれませんけれども、そういうのはですね、ぜひ聖地でもあり、先生が住んでらしたところと、高等小学校のときの南関のそのコースをですね、例えば42.195キロのフルでつなぐとか、そういうような話の場というものは、どこであってのかなという部分もですね、私たちが思って、どこでつながればいいのかというふうに思いますので、ちょっと筋違いかもしれませんがお伺いいたします。

○議長（杉本和彰君）

まちづくり推進課長 高木浩昭君

○まちづくり推進課長（高木浩昭君） ただいまの荒木議員のですね、御質問にお答えいたします。

確かに玉名市のほうでですね、フルマラソンの計画に向けた話合いが始まろうとしているところでございます。実は、2月の13日にですね、玉名市の総務部長さんが和水町を訪問されまして、多分その翌々日かなんかに玉名市が公表したのではなかったかと思いますが、そのときにおいでいただいたときにはですね、玉名市としては、この大河ドラマのですね、開催に併せて、記念事業という、記念イベントというような形でフルマラソンを実施したいというような考えがあると、これを具体化を今後進めていきたいというようなお話がございました。

それと併せてですね、玉名市においては、いちごマラソン大会ですね、それと先日行われましたハーフマラソン、それと金栗駅伝というような地域に根付いたイベントも、マラソンに駅伝のイベントが開催されておりますが、そちらのほうを踏襲した中でのフルマラソンというような考えもあられるというようなことで、御紹介がございました。具体的なのはこれから動き出さるうと思いますけれども、この中に、記念イベントの中では、和水、南関それと玉名市というようなことでですね、広域におよぶマラソンコースの考えもですね、検討するというようなことも含んでですね、取り組みというようなお話も聞いております。具体的なお話についてはですね、まだ動いておりませんが、まずはそれぞれの首長さんの御意向も確認した中で、今後教育の担当といいますか、社会体育の担当等も含めた中での話し合いになろうかと考えております。この1市2町の推進協議会の中でも関係する部分ではですね、協議が進むんだらうと思いますけれども、玉名市としてはですね、二つのフルマラソンの構想がある中では、二つとも教育委員会の関係で実施するのは難しいので、この記念イベントについてはこの1市2町で、1市2町といいますか、独自のですね、玉名市のPR推進室が所管となる可能性があるというようなお話までは聞いております。今後ですね、具体的な動きについては、個別に話をして、準備会からスタートするんだらうと思われま。ちょっと回答にならなかったと思いますが、現状をお知らせい

たします。

○議長（杉本和彰君）

9 番 荒木拓馬君

○9 番（荒木拓馬君） 分かりました。やっぱし考えてみると和水の人たちから言わせると、玉名市が飛び抜けて大河ドラマの部分に関してはですね、頑張っておられるようでございますので、連携でできるところはですね、ぜひお互いに協力し合いながらやっていただければというふうに思います。予算とはちょっとかけ離れたところになりましたけれども、そういうところで。終わります。

○議長（杉本和彰君） しばらく休憩します。午後は1時から会議を開きます。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑はありませんか。

7 番 小山 暁君

○7 番（小山 暁君） ページ86ページをお願いいたします。

教育費1、保健体育総務費の中の報酬93万6,000円の非常勤職員報酬が新規にあがってきておりますが、その新設された経緯についてひとつお尋ねしたいと思います。

社会教育課課長補佐 益永浩仁君

○社会教育課課長補佐（益永浩仁君） 小山議員の質問にお答えします。

報償費の内容ですけれども、今度総合型スポーツクラブのクラブマネージャーの報酬として、週3日の52週分としてあげております。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

7 番 小山 暁君

○7 番（小山 暁君） ただいま答弁がありましたように、失礼しましたこれは総合型地域スポーツクラブのマネージャーの報酬として、週3日、これは52週分計上してあります。これは総合型地域スポーツクラブマネージャーの報酬ということですが、今後学校部活動が廃止となることが決定しておりますけれども、その中で新しいこれから部活動への再編といいますか、その取り組みの事業の一環として、これは計上されているんじゃないかと受け止めております。

教育委員会として今後ですね、この総合型地域スポーツクラブのですね、方向づけとして、この社会体育のですね、学校部活動の社会体育の移行のことにつきまして、どこまでこれは検討されているのか、ちょっと予算からはずれますけれどもひとつお答えいただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課課長補佐 益永浩仁君

○社会教育課課長補佐（益永浩仁君） 先ほどの御質問にお答えします。

現在、社会教育課のほうでは、再来年、小学校部活動がなくなりまして、それが社会教育のほうに移行するというふうな方向性で今、検討している段階であります。その中で、総合型地域スポーツクラブを充実させて、小学校から一般の方々が自由に参加できるようなスポーツクラブの運営を図っていききたいと。その中で小学校の部活動の部分についての運動に対しまして、このスポーツクラブのほうで充実することにより、地域住民の社会教育の体育の分野で、担っていききたいというふうに考えているような状況であります。来年度につきましては、その事務局体制をしっかり築いていくための準備段階としまして、この経費を計上している状態です。以上です。

○議長（杉本和彰君）

7 番 小山 暁君

○7 番（小山 暁君） ただいま答弁がございましたが、この地域型総合スポーツクラブ、総合型地域スポーツクラブにつきましては、確か平成15年度から三加和地区でスタートいたしました。同時にこれが合併いたしまして、菊水地区にもぜひそういった総合型スポーツクラブをつくっていただきたいということを、当時の教育長のほうにもお願いしてまいりましたが、菊水地区のほうはとうとうできずに今日に至っております。基本的には、中学校のエリアで一つのそういったクラブ活動をつくるというのが基本的な考え方になってたと思いますけれども、その中で、今回クラブマネージャーを置くということになったことは、非常に大きな一歩の前進につながっていると、大変そういった意味では、要するに体育スポーツ振興のうえですね、子どもたちをやはり育てていく体育振興のうえで、大変これはすばらしいことだろうと思いますので、今後ですね、この総合地域スポーツクラブは、着実に浸透していきますようにですね、全体的なこの組織のあり方、そしてその支援の仕方につきましてはですね、慎重に教育委員会のほうでも検討されて、社会体育の指導者のですね、全体的なリーダーの育成あたりも含めてですね、やっていただきたいというお願いをしておきます。答弁は要りません。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

5 番 荒木政士君

○5 番（荒木政士君） 5 番、荒木です。まちづくり推進課長のほうにお伺いしたいと思います。

23ページ、ふるさと応援給付金でございますけれども、250万、昨年度が20万で今度は250万、この根拠というのは、やはり今年度の、今の状況をちょっとお伺いしたいと思います。

それと、これに対する32ページですね、この謝礼金590万の中だろうと思いますけれど、この2割か3割、50万か75万だろうと思いますけれど、ほかの件は何が入ってるのか。

それと37ページ、協力隊のですね、支援負担金の100万円、協力隊に対してはですね、年に400万ぐらいの予算が組まれていると思いますけれども、これは何か独立されるときに支援金かなんかだと思いますけれども、お願いいたします。

○議長（杉本和彰君）

まちづくり推進課長 高木浩昭君

○まちづくり推進課長（高木浩昭君） ただいまの荒木政士議員のですね、御質問にお答えしたいと思います。

1点目のふるさと応援寄附金の歳入の分でございますけれども、平成30年度の予算額として250万円計上させていただいております。29年度ですね、現状を申し上げますと、2月末で集計をあげております。2月末現在で236件の959万円の寄附があつてるところでございます。寄附がですね、昨年から比べますと大きく伸びております。昨年度、28年度の状態といたしましては、35件の366万5,000円、これは28年度1年間ですけども366万5,000円、2月末現在で959万円というところで大きく伸びております。これは昨年の10月ぐらいにインターネットでのですね、申し込み申請を増やしたことで、11月、12月で大きく伸びたところでございます。また、年を明けまして1月2月も寄附があつてるところでございます。

それから、2点目のですね、寄附の内容の分だと思いますが、寄附につきましてはですね、これは総務省のほうから返礼品の上限をですね、3割を超えるような自治体が多くあったというようなことから、3割以内に納さいというような通達がきております。本町におきましてですね、年度途中でございましたけども、本町の場合が大体2割程度の返礼品というようなことでございましたので、よその地区と選んでいただける、和水町を選んでもいただけるというようなことで、3割の返礼品のベースをですね、もつての計算をしているところでございます。そのような形で新年度もですね、計上させていただいてるところでございます。

それから、3点目のですね、地域おこし協力隊の支援補助金ですね、協力隊起業支援負担金100万円ということでございます。現在ですね、協力隊、29年度は4名隊員がございまして、1名は1月末で3年の任期を終えてですね、現在就農というような形で隊を離れておるところでございます。このあとですね、4月に次、もう一方ですね、隊員が3年の任期を迎えるというようなことでございます。29年度も100万円の予算を計上させていただいておりますが、新年度においても4月末で任期が切れるというようなことございまして、100万円の計上をさせていただいております。こちらの起業の支援に関する経費でございますけれども、これは地域おこし協力隊のですね、任期終了の日から起算して前1年以内、または地域おこし協力隊の任期終了の日から、1年以内に地域おこし協力隊員として活動と、協力隊としての活動と同一しないで起業するものの起業の経費についてですね、協力隊の最終年次または任期終了翌年に起業するものに、1人当たり100万円を上限とする部分についてですね、経費を支給するというところでございます。

こちらの協力隊に関する経費につきましては、通常の年間400万円上限と加えまして、この支援の、起業支援の100万円が特別交付税の措置に該当するというようなことでございます。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

5番 荒木政士君

○5番（荒木政士君） はい、5番です。今の協力隊に対する支援負担金というのは、理解しました。そうやってですね、これは就農ないしほかの定住されるからという支援金だろうと思いますので、結構なことかと思います。

それから、寄附金の件ですけども、今でも959万、約1,000万近い、それなのに何で250万計上してあるのかな。私はですね、何でちょっと聞いたかというのは、本来やっぱり金栗四三、いだ

てんとかそういうのがあるから、今の何倍かぐらいのですね、目標としてはですね、簡単にその何倍で上げはでけんかもしれないけれどもお、今年が200万ぐらいなら250万とかですね、逆に倍ぐらいの500万とか、しかし、今現在でもう1,000万近い寄附金が集まっということならば、最低でもそのぐらいの予算計上はできたのではなかろうかと思いますし、また、この190万はもうそれを想定されての計上だろうと思います。そういうことで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（杉本和彰君）

まちづくり推進課長 高木浩昭君

○まちづくり推進課長（高木浩昭君） ただいまのふるさと納税の件でお答え申し上げます。

議員のお話のとおりですね、大きい収納の見込みを計上したいところではございますが、昨年度が20万の計上に対して今年は250万ということで、大きく収入のほうは増やしてる現状でございます。29年度の現状、950万ほど収入入っておりますが、今の現在の件数で236件ということでございます。この件数を250件程度の方から寄附をいただいたものの、お一人1万円の寄附ということで、250万というところですね、一応収入のほうは計上させていただいております。寄附についてはそれぞれ金額が違いますので、これが人数が増えれば、1万で計算する場合はそのまま増えますけど、単価が、金額が増えればですね、2倍、3倍というような形で増えるのは承知しておりますが、これは寄附が必ずあるというふうな、29年度の実績が30年度に必ずも結びついてるかどうかというのは分かりませんので、このような計上にさせていただいてる状況でございます。

歳出のほうにつきましてはですね、250件の寄附を想定しまして、この中ではですね、予算が寄附があった折、返礼品を発送までにですね、時間を要しないように回答しなければなりませんので、その中では段階的に2万円、3万円、10万円等のですね、寄附もあったものという想定のもとで、190万円という報償費のですね、金額を算定してるところでございます。

○議長（杉本和彰君）

5番 荒木政士君

○5番（荒木政士君） はい、5番です。この趣旨は分かりました。私たちならば普通ならばですね、1,000万予定しとつとに200万か300万の返礼予算ば組むのが当たり前かなというちょっと理解であったもんですから、いろんな形の中でこの寄附金というのはですね、どこでも今、結構増えてるようでございますし、特にこの和水町においては、大河ドラマいだてん、そういうのも利用してですね、また私は増えてくるのが当たり前だろうと思いますし、そういう形の中で努力もですね、していただきたいなと思います。

答弁は要りません。ありがとうございました。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 今のふるさと納税についてですね、お聞きしたいと思いますけども、3割と言われてますけど、3割の中には運賃、送料も入っているのか入っていないのか。それとですね、今年度地方交付税が2億6,000万程度減ってます。そんな中でこの予算書を見ますと、和水町には様々な施設があり、様々なですね、管理をしていかなければいけないということでですよ、

先ほども厚生常任委員会委員長の報告などでも言わせていただきましたけども、老人福祉センターについても今後必要性についてですね、検討する必要があると。また、公共施設等を総合管理計画の中でですね、これをやっぱりしっかり機能させていただいて、進めてことこそがですね、そのいきなりですよ、いきなりそこを閉鎖しますと言ってもですね、町民の方々は納得されないと思います。その中でそういう検討委員会の報告をですね、常々報告していただいて、今回、先ほど承認しましたけども、農就センターについてもですね、閉鎖することになりました。それは熊本地震が発端となり、なかなかですね、検討委員会の中でも次の更新というか、改修に対する費用等がやっぱりかさばるということですけども、それでもですね、我々にはいろんな批判があったということもですね、多分御理解されてると思います。そんな中で我々議員としてですね、交付税が2億6,000万円を減らされるということですよ、ある程度はやっぱりそういう常々私はいろんなことを言ってますけども、グラウンドもですね、野球グラウンドが二つ必要なのか、一つでできないのかとか、やっぱりそういうことをですね、今後予算措置していただいてですね、そういうことをちょっと目指していただきたいと思います。

それと商工観光課のですね、課長にお聞きしたいと思いますけども、この三加和温泉の委託を管理委託料を100万から300万に今年度から上げますけども、なかなか厳しいというのが管理者のですね、お話なんですよ。もうやめようかなという話も施設長から直接私のほうにも言われます。何をしなければいけないのか、確かにですね、商工観光課、まちづくり推進課、そして教育課でですね、いってんに対する町に対するPR等、やっぱり一生懸命頑張らんといかんということになりますけども、これがですよ、2年後にもう撤退するって言われたときどうするのかということですね、今のうちからしっかり考えていかなければですね、まちづくりは僕はできないと思いますので、そこも含めてですね、何をしなければ、何をすれば黒字になるか。その確かに農産物の販売だったり、そこへ勤めてらっしゃる町民の皆さん方の雇用の方であつたりとか、そういうことを含めてですね、あるべきことではあると思いますけども、そこも含めてちょっと考え等がありましたらお聞きしたいと思います。今、数回ですね、言いましたけど。

それともう一つ、せっかくだけん、こっちは見よるけんですね。すみません、何ページかな、85ページのですね、豊前街道の腹切り坂の清掃管理委託を184万7,000円とありますけど、主にこれはどういう管理をされているのか。その上の田中城跡の公園管理委託、これについてもですね。それと山城調査の委託料とありますけども、今年度は何をされるのかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（杉本和彰君）

まちづくり推進課長 高木浩昭君

○まちづくり推進課長（高木浩昭君） 蒲池議員のふるさと納税のですね、返礼品の関係で御質問だったと思います。お答えいたします。

ふるさと納税のですね、返礼品については、3割を上限としてということで、1万円の寄附については3,000円までの品物を返礼、2万円を超える、2万円から3万円のものについては6,000円相当ということでですね、3割ということで返礼しております。送料等は別途支払というよう

なことでございます。またこれにはインターネットの手数料が別途加算ということでございます。そういうことも承知したうえで、インターネットで多くの寄附を呼びかけているところでございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 今、蒲池議員が御指摘いただきました点について、回答といいますか、考えのほうを述べさせていただきたいと思います。

まず地方交付税ですけれども、これは提案理由のときに申し上げましたとおり、地方財政計画が2%ほど減っているというようなこと、それと一本算定替えになる移行の途中ですので、そういったものを見越してやっていると、そういった中でのいろんな公共施設のあり方ですね、それを蒲池議員のほうからおっしゃっていただきました。意見につきましてはですね、本当に真摯に受け止めてですね、御意見のとおりに進んでいかなければならないというふうに思っているところでございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

商工観光課長 前渕康彦君

○商工観光課長（前渕康彦君） 予算書64ページの商工業振興費の中で、三加和温泉等指定管理委託料300万に関連しての御質問だったかと思います。何をすればこれがうまく活性化につながっていくのかということだと思っておりますが、確かにこの三加和温泉ふるさと交流センターは老朽化した施設でございまして、その中にありながら、地域間競争に温泉施設がたくさんある中で、競争という中で経営を行っていただいているところでございます。よって、指定管理者であられる丸美屋様のほうは、経営努力を重ねておられるんですけれども、なかなか厳しい状況だということではございますが、続く3年、来年度以降の3年間の指定管理についても手をあげていただきまして、事業計画を出していただき、努力していくという御意見を、御意向を承っているところでございまして、現在、協定書の締結に向けて細部煮詰めているところでございます。やはり民間のノウハウでもって何とかこの厳しい中経営をしていただきたいということで、指定管理者制度を活用してこういう状況でやっているものですから、まずはその指定管理者の経営努力に期待したいというところでございます。

ただ、300万というですね、指定管理委託料を計上させて、200万の増額をお願いしているところでございますが、それでも厳しいというお話なのかもしれませんが、何とかここはそれぞれ、それぞれというか町も寄り添いながらですね、連携を強化して、御意見を聞きながら一緒に頑張っていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課課長補佐 益永浩仁君

○社会教育課課長補佐（益永浩仁君） 蒲池議員の質問であります。ページ数が85ページの文化財保護費の委託料についてですが、まず、1点目ですけれども、山城調査委託料で350万6,000円組んでおります。今現在、町内の山城調査を実施しておりまして、現在は神尾城を調査を実施中で

あります。調査の内容としましては、山の下刈り作業をしまして、そのあと測量調査に入るということで、この業務としまして、まず伐採作業員、今現在はシルバー人材センターのほうに委託業務として作業員の方の手配を行っておる分であります。次年度につきましてもその伐採作業員の賃金と、あとの分と調査補助員の分として、業務委託料としてあげておる分であります。

続きまして、田中城跡の公園管理委託料ですけれども、400万と1万6,000円組んでおりますけれども、これはあそこの国指定史跡にしております田中城公園の全体的な清掃維持管理ということで、高木の剪定から芝の草刈り、あと周りの樹木等の管理を年間を通じて委託する業務であります。

続きまして、豊前街道、腹切り坂清掃管理費についても、同じく腹切り坂の清掃管理のほうで、年に10回程度清掃管理と、あとは風倒木等が発生する、あと梅雨時期の大雨時期の対応等につきまして、184万7,000円ほど計上させていただいております。以上で終わります。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） はい、3番、蒲池です。

まず最初にですね、推進課長にお聞きしたいと思いますけれども、ふるさと納税へ、一番多いのはやっぱり1万円かなと思いますけど、2万から3万だったら多分2万円のほうになるんじゃないかなと思うんですよ。よその自治体はどうされてるのかということとですね、とどうせなら3万円にかえて9,000円の返礼品にしたほうが、多分3万円の寄附金が増えるんじゃないかなと思いますけれども、そこらへんですね。

それと総務課長のほうに、先ほどですね、今後の施設の管理運営について、若輩者の私がですね、言うのもおこがましいですけども、本当にですね、これはしていかなければ、町の本当財政は喫緊の課題と誰でも言ってますけれども、人口が増えてるときは多分税収は増えてきますけど、もうこれだけですね、減ることが目に見えてる中でですよって町の運営そしてサービス、住民さんに対する、町民に対するサービスはしていかなければいけません。やっぱりここはですね、本当に2期8年間議員として務めさせていただきましたけども、切実にですね、我々はですね、甘いことばかりは言えないというのはですね、今の執行部であるし議員ではなかろうかと僕は思ってます。それはですね、やっぱり皆さん方一人一人がですね、思っていたきたいなと思っております。

それと委託料もですね、いろんな課によって委託料を計上されてます。やっぱりですね、これだけ減らされるということはですね、皆さん方も今一度委託料に対してもですね、見直しをさせていただいてですね、町の健全経営に努めていただきたいと、これはですね、回答は要りません、本当に、だけど皆さん方はですね、しっかり和水町をですね、良い町にするべく頑張っていたきたいという思いをですね、込めて最後の質問にさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 3点について質問をいたします。

1 番目は会計管理者に、基金がこの前は82億ぐらいあったと思います。今現在は79億、資金運用も最近したという話は、この前の定例会であったかと思います。資金運用に基金を取り崩して幾らまわして、そして今、ただ預けとるのは金利もほとんどつかないという状況で、財政問題で資金運用をされてると思います。どれぐらい資金運用をまわしておられるのか。それと資金運用の、例えば、分かりやすく言うならば、1 億円預けたなら幾らぐらいの利回りになるとか、そこらへんについて御答弁をお願いしたい。

それから、税務課長に、今回の予算は61億の予算でございます。収入のほうを増やしていかなければいけないということで、相当この前も言いましたように、太陽光が我が町にはできております。三加和にも大きな太陽光ができて、三加和のことはよく知りませんが、今、太陽光あたりの固定資産税がどれぐらいあるのか、町に寄与するのか、やっぱり恒久的にこういう税金はですね、町に寄与しますので、そこをちょっと教えていただきたい。

それから、62ページに有害鳥獣対策で635万9,000円組んであります。部落でいろいろ話しますと、「もうイノシシがきてあきれます」と、「これは町でどがんかしてください」でおっしゃるばってん、なかなかやっぱり私たちもできないです。そういうことで、この件について635万9,000円、前年度は幾ら組んであるか。それと補助金は幾らぐらいあるのか、そこらへんについて御答弁をお願いしたいと思います。

今から3点ですが、あと一つ、関連しまして、今、ふるさと納税のことがあつりましたが、近隣の市町村では、やっぱり1 億円ぐらいあがってとこが近くにあります。うちは1,000万というふうなことです。そういうことでもやっぱり税収を図っていくようにひとつ検討をしてもらいたい。そして、ふるさと納税で私が思うには、大きい金額の人が多分ずっと継続してやって納税をしとられると思います。そこらへんについてもやっぱりその人の意思に添うような使い道をしなければいけないと思いますので、ここらへんについて御答弁をお願いします。

○議長（杉本和彰君）

会計管理者 池本文雄君

○会計管理者（池本文雄君） 杉村議員の御質問にお答えいたします。

今現在基金がどのように運用されているのかということで、82億ということでありましたけども、先日の元金交付金の1 億54万6,000円だったのですかね、その返還をいたしまして、今は81億程度になっておりますけども、その中で国債の購入をさせていただきまして、国債を10月から購入いたしまして、購入額が10億57万9,122円でございます。八つの銘柄といいましょうか、八つの国債、また地方債、埼玉の地方債を購入いたしております。それと、先日、鉄道建設運輸施設整備支援機構というのを購入させていただきまして、大体利率が0.5から高いので0.8の国債を購入いたしております。

今現在の金融機関の利子ですけども、0.01から0.05といいますと、1 億円に対しまして年間に1 万円から5 万円という利率でございます。国債にいたしますと、10億預けますと、30年度は631万5,000円の利回りの運用資金が入ってくるというふうな計画で今、進めているところでございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 石原康司君

○税務住民課長（石原康司君） 杉村議員の太陽光固定資産税についてお答えしたいと思います。

本年度の固定資産の予算としましては、4億4,108万4,000円ということで、前年に比べまして1,115万ほど増額をしております。その中で固定資産、太陽光が入る部分といいますのが、償却資産ということで、その部分で同じ固定資産税の中で入っております。この償却資産のほうが1億3,835万9,500円というのを今の4億の中である程度見込んでおります。ほぼ今おっしゃったように太陽光というのが大きな額で、ここの部分だけは年々増加をしているところです。また、大型の今、岩地区のほうに出ておりますが、まだ完成はしておりませんので、あちらのほうもまた入ってくればそういった償却資産ということで、収入のほうが増加するかなというふうには考えております。

また、同じく償却資産ということで、今年初めてですね、1月の31日まで、1月末までに事業所を営んでる方は、固定資産の申告というのが必要になりますので、一応を事業所得のあり方ということで、今年初めて通知のほうを出しまして、個人の農業関係とか会社経営、そのあたりの償却資産の申告のほうも推進しているところです。以上です。

○議長（杉本和彰君）

農林振興課長 富下健次君

○農林振興課長（富下健次君） 杉村議員の御質問にお答えさせていただきます。

有害鳥獣被害対策事業ということで、議員おっしゃられたとおりですね、なかなか被害が減らないというような状況でございますが、2月現在までのところで昨年度と比べたところで、昨年はですね、3月いっぱい1年間通して359頭のイノシシが捕獲されております。本年はですね、もう2月末の現在で400ということで、3月の分が入っておりませんので、450は上回るのではないかなというような形で、捕獲のほうの量も増えております。捕獲隊の皆様方に御協力いただきまして、御尽力いただきましてですね、捕獲の方も増えてはおりますが、なかなか減らないのも実情ではないかなと思いますが、狩猟期間中はですね、いろんなところから来て大分捕っていただいたというのは、御報告のほうもいただいております。

先ほど質問ございました電気柵のほうの補助につきましては、3割の補助でお受けさせていただいております。平均的にですね、出されるやつが大体10万円が平均的な申請額でございますので、それに対しての3万円の補助というような形で考えていただければ結構かなと思います。

以上で回答のほうを終わります。

○議長（杉本和彰君）

まちづくり推進課長 高木浩昭君

○まちづくり推進課長（高木浩昭君） 杉村議員のですね、ふるさと納税に関するお尋ねでございます。お答えいたします。

ふるさと納税のですね、現状につきましては、先ほどの回答でかえさせていただきたいと思いますが、今後ですね、町としましては、返礼品を充実させて、それによってですね、新たな納税

者を増やしたいというような考えております。現在、地元でお酒やお茶その他ですね、返礼品として登録しておりますが、現在も農家の方を含めて、新たな返礼品の商品を開拓しているところでもあります。また、そういう商品だけでなくいろいろなもの、ことというようなキーワードの中ですね、返礼品に相当するようなことを考えまして、ふるさと納税による和木町を町外、全国にですね、PRできればというふうに考えてるところでございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 財政関係はですね、金利が相当600万と、何万円ですか預けた場合、そういうことで質問を、そして基金の残高を私は監査の資料を見てみますと、82億でおっしゃったばってん、79億で見たばってんな、2月の監査報告では。そっだけん質問したっです。

そういうことで、資金運用をされて、交付金の減ってくる中に10億程度されておりますので、だいぶん国からの合併の算定替えて1億円ぐらい減ってくる。それをカバーができますので、そういう資金の運用をぜひ検討していただきたいと思います。これは答弁は要りません。

それから、太陽光の税金は幾らかと聞きましたら、課長からは相当大きな額が、1億3,200万ということで、これも財政が本当にこれは継続してそれだけ増えてくるならば、算定替えになった分は十分賄うと思いますので、この件についてもやっぱり、もう太陽光も大体売電価格が半額ぐらいになっておりますので、今が峠だと思いますが、太陽光についても自然エネルギーでございます。これがやっぱり日本の国は小泉総理大臣がおっしゃったように、やっぱり自然エネルギーでいかなんと私も思っております。あの東北の津波のあとの原発、まだ家に帰れないそういう状況でございますので、この太陽光についても大変結構で、そして1億3,200万と、これを私たちもみんなで共有をそれぐらい収入があるということを、やっぱり分かってもらったほうがいいと思って質問したわけでございます。

それからイノシシの件については、相当増えます。いたちごっこで、イノシシは大体ブタ系統ですから年に2回もちますと17、8頭増えますので、大変だと思いますが、鳥獣、私の近所に一日中あっちゃんこっちゃん軽トラックでですね、罾を仕掛けてまわっておられます。なるべく捕まえてくれて言いますが、なかなか捕まらんですたいて、これが現状です。そういうことで、農林課長も相当頑張る決意がこの前の答弁でもされましたので、ぜひこの件についても力を入れていただきたいと。

私もですね、なぜ質問したかといいますと、私は、今月の18日に部落の常会がございます。それで今回の予算のことについて、私たちの地域のこと、町のことについて、介護保険もしかりですが、質問が出ますので、それに町としての対応を私は説明をしていきたい。町長もいつも来てもらって、町長のほうからも行政報告ということでやってもらっておりますが、私は私の地元私なりの介護保険いろいろなことについてつないでいきますので、そういうことで質問いたしました。そういうことで、18日の常会には、今回の定例会の予算について、時間をちょっといただきまして報告をしたいと思った関係で質問をいたしました。

執行部におかれましては、大変だと思いますが、このふるさと納税についてもですね、私は思

うに、まだまだ大口の人おんなはったて思うですよ、ずっと前から、何年か前から、もう相当大口の人のおられます。課長は知つとらるっでしょう。町長のところに持ってこられますでしょう。そういうことでこのふるさと納税も、先ほど申し上げましたように、近隣の町村で1億円ぐらいあるという話も聞いてますので、私の町にもそういう大口の人も毎年毎年されておられますので、私もタブレットで各全国の返礼品ですか、それを見ても牛肉とかいろいろな品物があります。

ずっと前ここで質問しましたが、「和水町は何ばしよるか」て言うたら、「私たちの町はなごみ便りを返礼品としてやりよる」て、「何ねそぎゃんこっでどぎゃんするかて」、やっぱりよその町に負けなようにひとつ頑張っていたきたい、このように思います。

以上です。答弁は結構です。

○議長（杉本和彰君） 他に質疑はありませんか。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） はい、10番。予算書の70ページ、道路新設改良費の工事請負費3億2,120万、道路改良工事ということであがっておりますけども、これは予算説明資料等をひもときますと、多分江田高野線、それに西光寺中林線の道路改良工事費ではないかと思っておりますけれども、西光寺中林線は、7番議員が一般質問でされておりますので、江田高野線についてお尋ねいたします。

総事業費は幾らになるのか。それとあと1点が、この事業の最終年度、つまり完成は何年度ごろになる見込みなのかをお尋ねいたします。

○議長（杉本和彰君）

建設課長 中嶋光浩君

○建設課長（中嶋光浩君） 池田議員の御質問にお答えいたします。

まず、完成年度から、江田高野線でございますけども、現在のところ平成33年度を見込んでおります。本路線は、国の交付金事業でございます社会資本整備交付金及び防災安全の交付金、それを活用しまして事業を進めております。この交付金はなかなか厳しいものがありまして、増えないというところでございまして、前年度と同じぐらいの交付金をいただいております。

本町におきましては、この江田高野線以外にも西光寺中林線、それと内田吹野線、全部で三つにこの交付金を充ててございます。ですから、このほかの二つの路線についても、この交付金を活用して事業を進めていくわけでございますけども、なかなか国の財政も厳しいということで、その配分でもですね、本町においては、西光寺中林線とかはやっぱり今、重要な案件でございますので、そちらのほうにも十分な予算を割いて工事を進めております。今後この交付金が少なくなるようであると、さらにですね、33年度より遅くなる可能性はございます。

それと工事のですね、総額でございますけども、この江田高野線の本村校区、本村校区におきましては、13億6,000万円ほどを見込んでおります。これは今、熊本地震の震災復興の最中でありまして、やっぱり高騰した労務費、あと資材費、こういったもので経費が嵩んでおります。ですから、こういったものを概略で、概算の計算ということで13億6,000万と。今年度末までに、こ

の13億6,000万の中の4億3,000万ほどを執行しております。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） はい、10番。この江田高野線、その前に県道3号線の用木地区から米渡尾地区まで新設道路が、町のこれも単独事業だったと思いますけれども、完成をみております。この沿線上をですね、ずっとみてみますと、荒尾のふもとから玉名市の青木まで、高規格道路が完成しております。そして、その延長線上が小田を通して日平、そして、その日平からは牧野までは、旧菊水時代の坂本町長時代、高規格農道として整備がされております。それに接続がやがて玉名市がどういうあれで工事をされているの分かりませんが、接続されるのが近年、今年度ぐらいには接続が可能じゃないかなと。土地の買収が終わって工事にかかるというような情報を得ておりますので、この道路が接続ができた場合にですね、県道16号線、玉名山鹿線ですね、そのバイパス的な要素を含んでいるわけですね。江田四つ角の交差点を通らず、荒尾玉名方面から山鹿方面へ抜ける道に考えられるわけですね。そこで多額な投資を町道として整備はされておりますけれども、その後の道路維持管理費等々を考えるとですね、単町でやっていくよりも、県のほうにですね、御相談、要望をしながら、できますならば県道16号線のバイパスというような要望をですね、して、町道から県道へ格上げするとか、そういう方法をとっていったほうが、将来の町の財政的負担を軽減するんじゃないかと私は考えるわけですね。だから、完成が平成33年ということですので、あと3年、今年度もかててあと4年ですかね、かかるわけですね。だから、その完成を見込んだ中で、4年がかりで県のほうに要望を強く要望していけば、何とかなるんじゃないかなと思うわけです。その点、執行部としてはどのようにお考えになれますか。

○議長（杉本和彰君）

建設課長 中嶋光浩君

○建設課長（中嶋光浩君） 今、池田議員の広域的な道路網ということで御質問ございました。この江田高野線ですね、県道大牟田植木線、そして16号線、玉名山鹿線を結ぶ道路でもあります。また町内からみればですね、中央、南校区とあと東校区、これを結ぶ生活道路でもございます。地域住民の利便性の向上ということで、非常に期待をされていると。それと、あとこちらのほうも江田交差点の朝夕の渋滞、この緩和についてもですね、できるんじゃないかということを考えております。また今回は歩道も整備いたします。この歩道の整備によって、地域の安全な道路環境の確保ということも見込んでおります。

今おっしゃいましたバイパスという指定、使えたらということでございますけども、本町には近くにですね、和仁菊水線の七曲がりと言ってますけども、そちらのほうの要望をですね、町の道路整備推進議会のほうで例年行ってます。ただ、なかなか県のほうもですね、本町においてもいろんな江田交差点の改良工事とか、内田の歩道整備だとかですね、そういったものについても非常に県からも配慮をいただいているということで、進んでいないのかとも思いますけども、今後ですね、この道路が完成しますと、やっぱり代替道路としての活用も非常に期待される、見込めるところでもございます。ただ、県道が一応和仁菊水線がもとより今通ってますので、そちらの

ほうも今後道路会のほうは要望はしていきたいとは考えております。当分そちらのほうができないのであればこちらのほうを活用してですね、バイパスとして利用することも非常に良いことだと思います。以上です。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 今、建設課長のほうから、県道和仁菊水線という言葉が出ました。これはですね、合併前から地元住民の方々ですね、山鹿へ行く道は、一番近いのは和仁菊水線を通って山鹿の坂田へ抜ける道が一番近いということで、旧菊水時代もかなり県のほうに要望をしたわけですよね。県のほうの回答というのが、交通量が少ないからと。狭かけん少なかつたよね、交通量が。あれを本当整備して広い道路にするならば、交通量はおのずと増えると思うんです。だから、その菊水和仁線は山鹿市の坂田のところをですね、一部とおっておりますので、その和仁菊水線の付け替えどうのこうのというのは、なかなか難しい面があるかと思います。でも幸いにして先ほど申した江田高野線の付近に米渡尾から前野に抜ける道があるわけですよね。だから、そこへ接続する道路改良は必要かと思いますが、それをなしでですね、和仁菊水線の付け替えを要望したほうが、逆に簡単に要望は通るんじゃないかなと。結局前野も変わらず通れる、榎原にも通れる、そすと坂田も通れるということでですね、用木の方がもう少し江田寄りに走っていただいて、その道を通るということにはなりますけれどもですね、そうしたほうが県道と和仁菊水線については、簡単に付け替えができるんじゃないかなと。これは私の短絡的な考えかも知れませんが、私はそう考えております。

それともう一つ、合併支援道路についてですね、和仁菊水線、江栗から三加和の野田まで抜ける道については、野田から旧三加和と旧菊水の境から200メートルぐらいですかね、江栗寄りに道路改良ができてますよね。そこからあと300メートルか400メートルぐらいがまだ手つかずで、以前どおり狭いですよね。なかなか合併支援道路といって、もう合併して12年にもなるのに、県は合併支援道路と位置づけてますけれどもなかなか進まない。

それともう一つ、それは春富地区のほうから来る道はその合併支援道路で結構かと思いますが、神尾それと緑校区のほうから来る道を考えますとですね、平野までは広い道ができてますよね、玉名立花線かなあれは。だから、それを以前も申しましたが、菊池川に橋を架けてですね、下津原のほうに橋を架けたほうが、合併支援道路として、一番役場庁舎に近道になるんじゃないかと私は考えるところですけども、その玉名立花線が合併支援道路として県として位置づけられているのかないのか。もし合併支援道路として位置づけしてあるならば、県も財政どうのこうのというと、特に熊本地震以降逼迫して、基金等も取り崩してですね、逼迫をしておりますけれども、我が町は合併して合併特例債、事業に係る限度額47億という枠があります。幸いにして本年度2月末現在で、合併特例債発行額が11億2,900万、発行率として23.9%ということで、予算審査のときに報告を受けておりますけれども、それで県のほうにも財政が厳しい。結局合併支援道路として格付けしていただくなれば、我が町としても協力を惜しまないというような提案をすれば、県も考えはしないかなと思うわけですね。

合併特例債の発効期限というのは、皆様御承知のように明日明後日、11日、7年前の11日に東日本大震災があり、被災地における合併自治体については10年、合併後10年というのを20年に延長して、その他の合併自治体については5年間延長を許可しますよと。そして、近來また5年、熊本地震、北九州集中豪雨、それと全国各地自然災害等が発生してることを国も考慮して、発効期限をあと5年延長しましょうということで、我が町は平成33年までだった期限が平成38年まで延長が見込まれてるわけですね。だから、そういったことを考えて、合併支援、それぞれ神尾、緑校区、それと春富校区の住民の方が、やはり本庁へ来る道、その一番近い道、それを整備してもらるのが私は合併支援道路ではないかと考えております。その点、総務課長、それと建設課長、それぞれ御意見がありましたら御意見を拝聴させていただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 今、池田議員の御質問にお答えします。

まず合併支援道路ですけども、これは合併推進、合併の話が持ち上がりまして、合併推進室ができました。そのときに新町建設計画という中で位置づけが行われております。一応その中にはですね、町内を通ります県道はほとんど合併支援道路として位置づけはされております。ですから、逆に言いますと、私たちは県道ですのでどういった形でお金を払ってるかと申し上げますと、県が予算を付けました。その分に対しまして、町の負担金としてですね、町分の負担金としてお支払いをしております。その負担金の財源としては、合併特例債も使用できるということになっております。ちょっとお答えになりませんが、以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

建設課長 中嶋光浩君

○建設課長（中嶋光浩君） 池田議員の御質問にお答えいたします。

合併支援道路で当時のですね、計画がございまして、この中に和仁菊水線の西吉地地区それと大田黒地区ですね、それと玉名立花線の上十町地区と津田地区、この4カ所があげられていたと思います。この中で大田黒地区につきましては、2月の国の補正で2億の予算が付いたということで、30年度に工事は500メートル進むであろうと考えられております。あと西吉地地区におきましては、先日の補正予算にあげておりました中で、七郎神からですね、360メートル、あのカーブのところを真っ直ぐ延ばす工事、こちらにつきましてもですね、今年度6,000万の県の予算、それに町負担金が600万ということで補正予算を計上させていただきました。県のほうもですね、地元のほうが一生懸命道路を造っていただくことに協力的だということで、予算をですね、非常に付けていただいているということで、私どもも非常に感謝してるところでございます。

また、先ほどの玉名立花線においての橋の付け替えでございますけども、こちらのほうはですね、橋が狭小であるということで、国交省のほうにも菊池川の改修同盟会を通じまして要望しております。また、平成23年に2筆ですね、まだ国交省の名義になってないということがありましたので、それは町のほうで自治会とかいうところでですね、名義を変えまして、国のほうにですね、もう名義を変えたので、これから河川改修、堤防改修をお願いしたいということで、また昨

年8月にまた要望書もあげております。これに対して国のほうも、そういった登記ができたならばということで、概略設計のほうの話も今、出てるところでございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）　しばらく休憩します。15分から行います。

休憩　午後2時05分

再開　午後2時16分

○議長（杉本和彰君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

1番　生山敬之君

○1番（生山敬之君）　1番、生山です。予算書64ページ、13節委託料ですね、道の駅きくすいトイレ清掃委託29万9,000円あがってますけども、町が管理してるトイレはほかにもあると思います。今年から観光客の方が増加傾向にあると想定した場合、この委託費で対応が可能なのか、それともまた今後それに対して対応を考えておられるのかお聞きします。

○議長（杉本和彰君）

商工観光課長　前渕康彦君

○商工観光課長（前渕康彦君）　生山議員の御質問にお答えいたします。

まず道の駅きくすいトイレ清掃委託で29万9,000円、ほかにも次のページの観光費の中でもいろいろな公園のトイレの清掃業務委託等で計上させていただいております。こちらの費用につきましては、おおむね平成29年度と同額で計上させていただいております。今後大河ドラマ関連等でお客が増えるにあたり、このままの費用で大丈夫かというお尋ねだと思いますが、ちょっと調べましたところ、例えばトイレの清掃については、定期的なきれいな状態を保つようにということで業務委託をしております。問題ないかと思いますが、消耗品でトイレットペーパーとかの交換とかが発生するかと思いますが、そちらにつきましては、道の駅きくすいのトイレ以外の公園のトイレにつきましては、消耗品は町のほうで消耗品費として購入をして、ストックしといて、それを業務委託した業者さんのほうに補充をしていただいていると。町の費用で補充をしていただいているというような状況になっております。

ただ1点、この道の駅きくすいのトイレットペーパーについては、道の駅の駅長をしている菊水ロマン館のほうで管理をしております。その経営努力でトイレットペーパー分は頑張っているという状況でございます。今後増えるにあたりましてはロマン館のほうで対応していただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

1番　生山敬之君

○1番（生山敬之君）　1番です。ロマン館以外のトイレもそうですけども、和水に来られた観光客の方にとっては、どんなに美味しい食べ物やいいお土産があったとしても、トイレがきれいじゃなかったら感動も半減してしまうと思いますので、そのあたりの対応策も早い段階での御検

討をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（杉本和彰君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第20号、平成30年度和水町一般会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第21号 平成30年度和水町国民健康保険事業会計予算

○議長（杉本和彰君） 日程第23、議案第21号「平成30年度和水町国民健康保険事業会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第21号、平成30年度和水町国民健康保険事業会計予算については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第22号 平成30年度和水町介護保険事業会計予算

○議長（杉本和彰君） 日程第24、議案第22号「平成30年度和水町介護保険事業会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第22号、平成30年度和水町介護保険事業会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第23号 平成30年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算

○議長（杉本和彰君） 日程第25、議案第23号「平成30年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第23号、平成30年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第24号 平成30年度和水町簡易水道事業会計予算

○議長（杉本和彰君） 日程第26、議案第24号「平成30年度和水町簡易水道事業会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第24号、平成30年度和水町簡易水道事業会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第25号 平成30年度和水町下水道事業会計予算

○議長（杉本和彰君） 日程第27、議案第25号「平成30年度和水町下水道事業会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第25号、平成30年度和水町下水道事業会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第26号 平成30年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算

○議長（杉本和彰君） 日程第28、議案第26号「平成30年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第26号、平成30年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第27号 平成30年度和水町春富財産区特別会計予算

○議長（杉本和彰君） 日程第29、議案第27号「平成30年度和水町春富財産区特別会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第27号、平成30年度和水町春富財産区特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第30 議案第28号 平成30年度和水町後期高齢者医療事業会計予算

○議長（杉本和彰君） 日程第30、議案第28号「平成30年度和水町後期高齢者医療事業会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第28号、平成30年度和水町後期高齢者医療事業会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第31 議案第29号 平成30年度和水町病院事業会計予算

○議長（杉本和彰君） 日程第31、議案第29号「平成30年度和水町病院事業会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第29号、平成30年度和水町病院事業会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第32 同意第1号 和水町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第33 同意第2号 和水町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第34 同意第3号 和水町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（杉本和彰君） 日程第32、同意第1号「和水町固定資産評価審査委員会委員の選任について」から、日程第34、同意第3号「和水町固定資産評価審査委員会委員の選任について」までを一括議題とします。

同意第1号から同意第3号について、提出者の説明を求めます。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） それでは、同意第1号から第2号、第3号と一括して御提案を申し上げます。和水町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

和水町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の御同意を求めるものでございます。

対象者は、住所が和水町岩2626番地1、有富孝一氏、昭和30年6月6日生まれ。平成30年3月5日提出、和水町長、福原秀治でございます。

それから、第2号につきましては、住所が和水町大屋703番地、豊後正弘氏、昭和31年10月18日生まれ。平成30年3月5日提出、和水町長、福原秀治でございます。

それから、第3号につきましては、和水町江田4376番地、盛多真生氏、昭和47年9月5日生まれ。平成30年3月5日提出、和水町長、福原秀治でございます。

提案の理由でございます。固定資産評価審査委員会委員を選任するときは、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を得る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

若干の補足をさせていただきます。第1号の議案の有富孝一氏は、もうほとんどの議員さんが御案内のように元町の職員でいらっしゃいます。それから、第2号の豊後正弘氏につきましても同様、元町の職員でございます。御案内のように行政経験、それから固定資産の事務等々についても精通をされておられます。また、第3号の盛多真生氏につきましては、現在江田におきまして司法書士に現役として重視されております。町内の固定資産等について特に豊富な知識を持っていますので、引き続き御継続してお願い申し上げたいということでございます。

以上、同意第1号から第3号まで、一括して御提案を申し上げました。御審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉本和彰君） これから、同意第1号から同意第3号について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論及び採決は1議案ごとに行います。

これから、同意第1号について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

同意第1号、和水町固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

これから、同意第2号について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

同意第2号、和水町固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

これから、同意第3号について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

同意第3号、和水町固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

日程第35 同意第4号 和水町農業委員の任命について

日程第36 同意第5号 和水町農業委員の任命について

日程第37 同意第6号 和水町農業委員の任命について

日程第38 同意第7号 和水町農業委員の任命について

日程第39 同意第8号 和水町農業委員の任命について

日程第40 同意第9号 和水町農業委員の任命について

日程第41 同意第10号 和水町農業委員の任命について

日程第42 同意第11号 和水町農業委員の任命について

日程第43 同意第12号 和水町農業委員の任命について

日程第44 同意第13号 和水町農業委員の任命について

○議長（杉本和彰君） 日程第35、同意第4号「和水町農業委員の任命について」から、日程第44、同意第13号「和水町農業委員の任命について」までを一括議題とします。

同意第4号から同意第13号について、提出者の説明を求めます。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） それでは、同意第4号から同意の第13までの御提案を申し上げます。和水町農業委員の任命についての御提案でございます。

和水町農業委員会の委員に次の者を任命したいので、議会の御同意を求めるものでございます。平成30年3月5日提出、和水町長、福原秀治。

対象者でございます。和水町久井原1057番地、内田耕臣氏、昭和23年8月4日生まれでございます。提案の理由でございますが、和水町農業委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

なお、内田氏は、菊水西校区の地区の推薦でございます。

第5号でございます。和水町中和仁905番地77、池田好博氏、昭和27年9月8日生まれでございます。池田氏は、春富校区の地区の御推薦でございます。

続きまして、第6号、金栗孝義氏、和水町中林543番地でございます。昭和28年12月10生まれ。金栗氏は、玉名農業協同組合、専門的知識をお持ちでございますので、そちらのほうからの御推薦でございます。

それから、同意第7号、和水町板楠2958番地1、上妻美津子氏、昭和32年12月2日生まれでございます。上妻氏は、女性委員を強化していきましょうということで、女性代表としての御推薦でございます。

第8号でございます。和水町下津原3384番地、石原由紀氏、昭和33年11月6日生まれでございます。石原氏も女性委員としての推薦でございます。

それから、第9号でございます。和水町江田61番地、平山正光氏、昭和42年6月24日生まれでございます。平山氏は、商工会に所属しておられまして、中立的な委員ということで御推薦をいただきました。

それから、第10号でございます。和水町津田543番地1、亀崎世志矢氏、昭和28年8月3日生まれでございます。神尾校区からの御推薦でございます。

次に、第11号、和水町焼米880番地1、有働憲一氏、昭和26年5月3生まれ、菊水東校区からの地区推薦でございます。

第12号、和水町日平281番地、本山圭司氏、昭和29年4月4日生まれで、菊水南校区の地区推薦でございます。

それから、最後になります第13号でございます。和水町米渡尾57番地、甲斐正晴氏、昭和24年3月18生まれ、菊水中央校区からの地区推薦でございます。

以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（杉本和彰君） これから、同意第4号から同意第13号について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論及び採決は1議案ごとに行います。

これから、同意第4号について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

同意第4号、和水町農業委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、同意第4号は同意することに決定しました。

これから、同意第5号について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

同意第5号、和水町農業委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、同意第5号は同意することに決定しました。

これから、同意第6号について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

同意第6号、和水町農業委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、同意第6号は同意することに決定しました。

これから、同意第7号について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

同意第7号、和水町農業委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、同意第7号は同意することに決定しました。

これから、同意第8号について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

同意第8号、和水町農業委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、同意第8号は同意することに決定しました。

これから、同意第9号について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

同意第9号、和水町農業委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、同意第9号は同意することに決定しました。

これから、同意第10号について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

同意第10号、和水町農業委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、同意第10号は同意することに決定しました。

これから、同意第11号について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

同意第11号、和水町農業委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、同意第11号は同意することに決定しました。

これから、同意第12号について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

同意第12号、和水町農業委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、同意第12号は同意することに決定しました。

これから、同意第13号について討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

同意第13号、和水町農業委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、同意第13号は同意することに決定しました。

日程第45 同意第14号 和水町農業委員の任命について

○議長（杉本和彰君） 日程第45、同意第14号「和水町農業委員の任命について」を議題とします。地方自治法第117条の規定によって、蒲池恭一君の退場を求めます。

(蒲池恭一君退場)

○議長（杉本和彰君） 提出者の説明を求めます。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 御説明を申し上げます。同意第14号でございます。和水町農業委員の任命について、提案の理由を御説明申し上げたいと思います。

和水町農業委員会の委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求めるというものでございます。平成30年3月5日提出、和水町長、福原秀治。

住所が和水町上板楠1431番地、蒲池恭一氏、昭和42年3月4日生まれでございます。提案の理由でございます。

和水町農業委員の任命については、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意をいただく必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

若干の補足をさせていただきますと、皆様よく御案内の蒲池議員でございます。農事組合法人の立ち上げ、あるいは、地区の農業振興、発展に向けて日々御努力をいただき、貢献をいただいております。どうか御審議をいただきまして、御承認をいただきますようによりしくお願いを申し上げます。

○議長（杉本和彰君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） はい、10番。今、上程された農業委員の任命ですけれども、私が知る限りでは住所が違うんじゃないかと思います。生活をされてる住所とは全然違う住所でここに掲げられておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（杉本和彰君）

農業委員会事務局長 石原忠邦君

○農業委員会事務局長（石原忠邦君） 今、生活地とこの住所が違うということですが、基本台帳のほうの住所を持ってきております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 基本台帳にはそうなってるかもしれませんが、じゃあこの方は春富にある元の教職員住宅に住まわれておると思います。春富の教職員の住所は何ですか。

○議長（杉本和彰君）

農業委員会事務局長 石原忠邦君

○農業委員会事務局長（石原忠邦君） ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後日、あとでここで調べてまた報告いたします。失礼します。

○議長（杉本和彰君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時57分

再開 午後3時03分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農業委員会事務局長 石原忠邦君

○農業委員会事務局長（石原忠邦君） 提案しております中の住所は、和水町上板楠1431番地となっておりますが、これは住民基本台帳上の住所で、今現在もそうとなっております。ただ、今、御指摘になりました教職員住宅のほうに体はあるということですが、東吉地の761番地のほうに実際は住んでおられる状態です。ただ、農業委員に関しましては住所要件はありませんので申し添えます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 今、一番最後のほうで住所要件はないということですが、私がなぜ指摘したかという、この蒲池恭一さんに対してうんぬんじゃないわけですよね。この提案が間違った提案を我々議員として採決しなければならない。その立場上、言っただけであって、そここのところは御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（杉本和彰君） 質疑はありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） この蒲池議員に対する個人的なことで私、質疑するわけではありませんが、今回、提案をされておりますが、これまでの提案というのは、議会からの推薦2名ということで、議員からの農業委員を選出していた経過があります。今回は農業委員会法が改正をされて、中には今まで提案された方々が大体要件を満たしてきたというふうに思います。

それで、議会議員であれば当然農業委員会の予算も事業もありますし、そういったこと議員としてのチェックをする役割を果たさなければなりません。そういったときに農業委員としてはたっていていいのかと、この点が私は問われるんじゃないかなというふうに思われます。

玉名市では、議会基本条例の中に、議員は農業委員をしないようにしようということになっておりますが、やはり、これは議会が町政をチェックする機関と、この位置づけでやられてるかというふうに思いますので、こういった議員については、私は推薦すべきではないというふうに思います。ですから、こういった議案に対しては、反対の態度を表明しておきたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

1 番 生山敬之君

○1 番（生山敬之君） 1 番議員の生山です。同意第14号、和水町農業委員の任命について、反対の立場で討論いたします。

蒲池氏が農業に対して日ごろから情熱を持って取り組んでおられることは存じあげております。議員が農業委員を努めることに制限をするということについては反対ではありませんが、私が反対する理由として、蒲池議員と同じ広報委員会に所属して4年間活動してきた中で、すべてが農業委員の用事ではないとしても、農業関連の行事ごとで都合がつかないということで、広報委員会への出席が困難であった場面が多かったと感じています。もちろん我が町の農業振興に御尽力されていることはとても大事なことでと理解はできるのですが、議会広報委員会においては、それぞれの担当に振り分けられた原稿も提出期限に間に合わず、編集作業や校正がスムーズに進まないことも一度や二度ではなかったと記憶しています。このように議員活動に支障を来していることは明らかであります。町民の代表である議員として、また、子どもたちのお手本となるべく大人として、本当にふさわしい行いなのかと1年生議員の私が言うべきことではないと思いますが、本来ならば諸先輩議員の方からしっかりと指摘していただきたいとの思いが強くあるというのが、私の率直な気持ちであります。与党だから野党だからということではなくて、良いことは良い、だめなことはだめだと、町民の代弁者として、また、議員の資質の向上を図るという観点からも、なあなあで見過ごすことなく、締めるべきところはびしっと締めなければならないと、私自身自らを律するためにも、一議会人としての判断をさせていただくということを申し述べて、私の反対討論といたします。

○議長（杉本和彰君） 討論ありませんか。

9番 荒木拓馬君

○9番（荒木拓馬君） 9番議員の荒木でございます。この同意14号に対して賛成討論を行います。

私も農業委員を経験した一人であります。今まで議会の推薦枠が4名ということの中で、議員を2名、それと女性の人たちを推薦していたというずっと経緯があるわけでございます。蒲池さんはですね、今まで農業委員会の会長もやっておられましたし、結局去年だったかですけれども、全国の農業会議からの表彰も受けておられます。意欲的でございます。先ほど反対討論にありましたいろいろな部分は、自分の農業の部分もあってだろうと私は思います。そちらのほうが多分農協関係のほうとかですね、のほうが多かったんじゃないかというように思います。そういう中で頑張っておられる蒲池さんには、これからもぜひ和水町の農業委員会をですね、に御尽力をお願いしたいというような部分でございます。先ほどの基本条例の部分もありましたけれども、やっぱりそれは議会の中でもう一度揉んでですね、これから先の問題として考えていただきたいというように考えるところでございます。

そういうところから賛成討論といたします。

○議長（杉本和彰君） 討論ありませんか。

しばらく休憩します。

休憩 午後3時12分

再開 午後3時26分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論ありませんか。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） ただいま議題になっております同意第14号、和水町農業委員の任命についてについてですね、私は反対討論でも賛成討論でもありません。一つの提案として皆様に聞いていただきたいと思います。

なぜ今度農業委員会法が改正になったのか。今まで議会側から何名と、4名ということは明記してありました。それを女性委員を登用するということで、ある年代から議会から2名、女性委員を2名というように選出がされてきました。私、議員として、やはり今回の新農業委員会法改正が、議会の介入は、やはり予算的な措置、それと事業どうのこうのがあるから、あまり好ましくないというような点から、議会選出が見送られたんじゃないかと私は考えるところであります。

そこで、蒲池恭一さんにもですね、この私の提案は御協力を得なければいけませんけれども、幸いにして新農業委員会発足は8月からと聞いております。そして、皆様御承知のように3月25日、4年間の住民の審判を受ける我々選挙投票日を控えております。

そこで私の提案でありますけれども、新農業委員会法を重んじることとして、蒲池恭一さんに、

もし議員として当選されたならば、農業委員のほうを辞退していただくというような付帯条件と
いますか、そうことを蒲池さんのほうに御協力を願えるならばと思う次第であります。あとは
皆様、議会人として判断をよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本和彰君） 討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

同意第14号、和水町農業委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、同意第14号は同意することに決定しました。

日程第46 同意第15号 教育委員会委員の任命について

○議長（杉本和彰君） 日程第46、同意第15号「教育委員会委員の任命について」を議題としま
す。

提出者の説明を求めます。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 御説明を申し上げます。同意第15号でございます。和水町教育委員会委
員の任命についてということでございます。

和水町教育委員会の委員に下記のものを任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関す
る法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるというものでございます。

御住所が、和水町中十町124番地1、岡本貞三氏でございます。昭和26年9月7日のお生まれで
ございます。平成30年3月5日提出、和水町長、福原秀治でございます。

提案の理由でございます。教育委員会委員を任命するときは、地方教育行政の組織及び運営に
関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得る必要があるというものでございます。
これが、この議案を提出する理由でございます。

補足しますと、もう岡本貞三氏、十分皆様御承知のように、学校教育に関しまして、あるいは
社会教育に関しまして、地域で、あるいは団体で活動いただきますとともにですね、教育委員と
して約4年5カ月を全ういただいたわけでございます。人格も高潔でございます。教育学術及び
文化に関して見識もでございます。地域活動にも積極的に取り組んでいただいております。引き続
きの教育委員としての活動をお願い申し上げたいと思うものでございます。御審議をいただきま
して、御同意いただきますようによりしくお願い申し上げます。

○議長（杉本和彰君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） この案件については、私は反対でも、賛成ですが、一応この次の委員さんの交替期もありますので、一応確認をしたいと思います。

この前の課長からの話では、保護者会から1名出さなきゃいかんと決まっとなんていうことで、今回は保護者会じゃなくて岡本さんが出られますが、この次は保護者会から出ないかんわけですか。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 樋口哲男君

○学校教育課長（樋口哲男君） 中央教育行政の組織及び運営に関する法律というのがございます。その中でですね、委員のうちに保護者であるものが含まれるようにしなければならないとなっておりますので、お一人は保護者からの登用になります。できるだけですね、その保護者の登用のいない空白期間がないようにですね、お願いしたいと思いますので、次の中ではそのへん決めていただきたいというように考えております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 空白期間がないようにということなら、今でも空白期間がないようにされるわけですか。なかなか保護者会からというとなんか該当者は難しいと思うんですけどね、PTAの関係だろうけん。その人が現在は中学校に行きよられるばってん、3年先、4年先になれば保護者会からも脱退せにや、資格がないようになりますが、これは何かどうしてもしなければいけない法律ですかね。それと玉名郡、県下の状況もそういう保護者会から今入れておられますか。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 樋口哲男君

○学校教育課長（樋口哲男君） ただいま申したとおり、法律でですね、含まれるようにしなければならないとなっておりますので、必ずお一人はですね、必要ということです。先般説明したとおり、近隣の自治体、玉東、南関、長洲ですね、それぞれ女性の保護者からの登用になっております。年代的には40代ということで聞いております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 教育委員会の所轄でございますの、私が見解を申し述べるのはいかななものか、それから、4月以降はおらないわけですから、そういうものが申し上げるのもいかなものかと思えますけれども、この和水町として、今現在はちょっと調整が間に合わなかった部分がありまして、こういう不規則な形をとらせていただきましたけども、あとまだ半年まではありませんけども、半年近くまだありますので、どうか皆様方に協力をしていただきまして、できることであれば法律というのはやっぱり守ったほうがよいというふうに思いますので、そのへんの御協力をよろしく逆にお願い申し上げまして、よろしく申し上げます。

○議長（杉本和彰君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 私は最初、冒頭言いましたようにですね、これは反対はせん。これは

立派な人だけんよかと思いますが、そのPTA関係からというならば、この前の教育委員さんのときでもしてもらいよったかな、この前のときも、もうそのときから決まっとっでしょう。あえてちょうど今回はな、そういうことだけん。そっでもう一応こっで私は3回目ですけん終わりますばってん、筋道からいけばPTAから、今回は見送ったけん、次の日とのときからはPTAから出さにゃんというようなことになるもんだけんな。そすと、今度じゃなくてそぎゃん決まっとんなら、この前の人のときでもよかったでしょう。そがんだろう、違うですか。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 樋口哲男君

○学校教育課長（樋口哲男君） 現在ですね、お一人が保護者からの登用ということになっていたわけですけど、1月にですね、成人されてですね、保護者からはなくなったということで、今回お願いしてるところです。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

2番 森 潤一郎君

○2番（森 潤一郎君） 今の関連ですけど、その保護者という言葉の意味合いはどういうことですか。通常保護者といったら、私の子に対しての私が保護者ということでしょう。何か今の答え方みたら、いわゆるなんか自分の子が二十歳になるとか、選挙権の問題なんかはどがんなっとですか、そがんとあたりが出てきはせんですか、いろいろ、ちょっとそのへん教えてください。私よう分からん、どがん解釈すつとよかつか。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 樋口哲男君

○学校教育課長（樋口哲男君） 保護者というのはですね、親権を行うものでございますので、二十歳未満のお子さんをお持ちの方ということですね。未満の子どもさん。

○2番（森 潤一郎君） 選挙権とかなんとかそういうのはもう関係ないわけ。

○議長（杉本和彰君） マスクは外して答弁お願いします。

○2番（森 潤一郎君） そういふところの兼ね合いあたりが自分で理解できんわけですたい。だから尋ねよると。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 今、課長が申しあげましたように、保護者あるいは親権者ということがうたってございます。御存じのとおり、親権者また保護者というのは、未成年者を保護する方が該当するということです。現在18歳の選挙権とその成人、二十歳の既成概念については、新たに設けてはないようですので、これまでどおりの二十歳以下の方をというようなことになろうかと思っております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

2番 森 潤一郎君

○2番（森 潤一郎君） それでは、その解釈の仕方としては、二十歳未満の子を持ったその保

護者の方であればいいということになるんですかね。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 今、森議員がおっしゃられたそのとおりだと解釈しております。以上です。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

同意第15号、教育委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、同意第15号は同意することに決定しました。

日程第47 同意第16号 監査委員の選任について

○議長（杉本和彰君） 日程第47、同意第16号「監査委員の選任について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 同意第16号について御説明を申し上げます。和水町監査委員の選任についてということでございます。

和水町監査委員に下記のものを選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の御同意を求めるというものでございます。

住所が和水町焼米924番地、有働徳行氏でございます。昭和26年5月14日生まれ、今、66歳でございます。平成30年3月5日提出、和水町長、福原秀治。

提案理由でございます。識見を有する者のうちから選任をいたしました監査委員、竹下進一氏が、平成30年2月28日をもって退任されることに伴いまして、後任の監査委員を選任するにあたり、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるとでございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

若干の補足を申し上げます。推薦の理由でございますけれども、有働氏は、東校区の焼米で生まれ育たれまして、菊水東小学校、菊水中学校、県立玉名高等学校から大分大学の経済学部を卒

業と同時に肥後銀行に入社されております。最終的には支店長も歴任されまして、定年退職をされておるものでございます。有働氏の経歴上からみましても、民法、商法が中心にはなりますけれども、法令のなじみも深くて、監査委員に推薦できる知見も評価できると思われるものでございます。よく御存じの方もおられるかと思いますが、人格的には相手の言葉、思いをよく聞くことのできる温厚篤実な人柄でございます。また、思想的にも偏りのない方でございます。要職に就くにふさわしい人物と思慮いたすところでございます。これら御勘案をいただきまして、なにとぞ同意、御承認いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（杉本和彰君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

同意第16号、監査委員の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、同意第16号は同意することに決定しました。

日程第48 閉会中の継続審査について

○議長（杉本和彰君） 日程第48、閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務文教常任委員長、厚生常任委員長から委員会において、審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第49 閉会中の継続調査について（各委員会）

○議長（杉本和彰君） 日程第49、閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長から委員会において、調査中の事件について会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました申出書一覧表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第50 議員派遣について

○議長(杉本和彰君) 日程第50、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣については、お手元に配付しましたとおり、派遣することにしたと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付しましたとおり、派遣することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午後3時51分

再開 午後4時01分

○議長(杉本和彰君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、副議長、高巢泰廣君から議員辞職願が提出されました。

お諮りします。高巢泰廣君の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 異議なしと認めます。

高巢泰廣君の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 副議長高巢泰廣君の議員辞職の件

○議長(杉本和彰君) 追加日程第1、高巢泰廣君の議員辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、高巢泰廣君の退場を求めます。

これから職員に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長(北原 望君) 平成30年3月9日、和水町議会議長、杉本和彰様。和水町議会議員、高巢泰廣。

辞職願。このたび、一身上の都合により議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

○議長（杉本和彰君） お諮りします。高巢泰廣君の議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 異議ありというか要望なんですけれども、地方自治法何条かはちょっと忘れましたけれども、議員たるものが町長に立候補したとき自然辞職、失職という方法もあります。先ほど議案にもありました議員派遣の件、それを見ますと、4月は、我々任期は4月14日までだと思いますけれども、その間、何ら副議長職の行事も含まれておりません。そういうところを考えますと、今日辞職をされると37日間の空白になるわけですね。それと20日の立候補されて自然失職の方法をとっていただくと、26日間ということでは、町長の考えとして、臨時議会等々は私はないと考えますので、副議長職を選任するというようなあれはしないほうがいいと思います。もし急々に副議長職務で会議等に出席しなければならない事態が起こった場合は、議会運営委員長並びに3人の常任委員長がおられます。それで代理として出席されれば、副議長職うんぬんどうのこうのはないと思います。それで高巢議員のほうにですね、なぜ今、辞職をされるのかなあと。出馬表明をされたあとすぐ辞職をされてもよかったんじゃないかなと。なぜ今まで引き延ばされたのか、そこの本意が分かりませんので、できますならば今、申し上げたとおり、20日の立候補をもって自然失職という形をとっていただきたいと私は思います。

○議長（杉本和彰君） 議会事務局長に答弁いたさせます。

議会事務局長 北原 望君

○議会事務局長（北原 望君） 高巢議員の辞職の件でございますけれども、今、副議長を務めていらっしゃいます。今、池田議員からおっしゃられたとおり、このまま自然失職とかいう場合、副議長が不在という事態になります。御存じのとおり、杉本議長も体調が万全ではございません。また、海外情勢が非常に不安定な時期でもございますので、いついかなることが起こるか分かりませんので、副議長不在というのは、ぜひ避けたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（杉本和彰君） ほかに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。

高巢泰廣君の議員の辞職を許可することに決定しました。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午後 4 時08分

再開 午後 4 時11分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第 2 副議長の選挙

○議長（杉本和彰君） 追加日程第 2、副議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場を閉める）

ただいまの出席議員数は13人です。

次に、立会人を指名します。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 副議長選挙については、私の考えに反しますので退席をさせていただきます。

（池田議員退席）

○議長（杉本和彰君） ただいまの出席議員数は12名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第 2 項の規定によって、立会人に 1 番、生山敬之君、 2 番、森潤一郎君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

（投票用紙の配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。 1 番議員から順番に投票願います。

（投票）

○議長（杉本和彰君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

生山敬之君及び森潤一郎君、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長(杉本和彰君) 選挙の結果を報告します。

投票総数12票。

有効投票、12票。

無効投票、0票です。

有効投票のうち、小山暁君、11票。

豊後力君、1票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、小山暁君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された小山暁君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

当選人の承諾及びごあいさつをお願いします。

○7番(小山 暁君) それでは、失礼いたします。ひと言ごあいさつを申し上げます。

このたびの高巢議員の辞職に伴い、副議長選任の結果、私、小山暁を御選任をいただきましてありがとうございました。

限られた残任期間でございますが、杉本議長を補佐しながら、副議長を全うしてまいりたいと思います。限られた期間でございますが、どうぞよろしくお願いいたします。御承諾受けます。ありがとうございました。

○議長(杉本和彰君) しばらく休憩します。

休憩 午後4時22分

再開 午後4時27分

○議長(杉本和彰君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議員辞職及び副議長の選挙に伴い、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第3として議題としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 異議なしと認めます。

したがって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第3とし、議題とすることに決定しました。

追加日程第3 議席の一部変更

○議長(杉本和彰君) 追加日程第3、議席の一部変更を行います。

議員辞職及び副議長選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更し

ます。

変更した議席はお手元に配りました議席表のとおりです。

これで、本日の日程は全部終了しました。

ここで任期最後の定例会を閉会するにあたり、町長からごあいさつがございます。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 御指名を賜りました福原でございます。本定例会の後に任期を満了するにあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成26年4月16日、和水町2代目町長に就任をさせていただき、早くも4年が経過し、本日は任期中の最後の議会定例会の閉会を迎えるに至りました。行政、議会の経験もなく、要職に就任をさせていただき、町民の融和を目指し、町民の皆様の思いを行政に反映させることを自らの理念といたしまして、責務に勤しんでまいりました。

しかしながら、首長としての経験不足、知見の浅さは否めず、議会運営、実績の実現等にも大きな成果を残せぬままに任期の満了を迎えようといったしております。この4年間、町民の皆様にはもちろんながら、杉本議長はじめ議会議員の皆様、そして歴代課長をはじめとする和水町全職員の皆様から、大きなお力添えとともに叱咤激励を含めてお支えをいただきながら、重責にあたってまいりました。また、町内の各団体の皆様、地域の皆様の御支援をいただき、熊本県有明広域行政事務組合などの町外や上部組織の力強い御指導も賜わり、今日まで歩ませていただきました。これらすべての皆様に対し、心からの感謝と御礼の気持ちでいっぱいでございます。

力不足の私をお支えいただき、本当にありがとうございました。任期の晩節に際し、予想だにせぬ健康上の支障をクリアできず、町政から退くことを決心させていただきました。本来であれば完結しなければならない多くの課題を残しながら職を辞することは、町民の皆様本当に申し訳なく、痛恨の極みでありますけれども、この状況に関し、ひたすら心からのお詫びを申し上げるばかりでございます。

来る3月25日に実施されます和水町町長選挙並びに和水町議会議員選挙において、新しい首長と新しい議会議員のメンバーが決定されます。両選挙に出馬される皆様方の御検討をお祈り申し上げ、当選となった皆様方には、堂々たる新しい舵取りをお願い申し上げたく存じております。

私の今後につきましては、当然野に下ることとなりますが、一町民として町の活性化、進展につながる分野で、できる限りの御恩返しに努めてまいりたいと存じます。すべての町民の皆様の今後の御健勝と御多幸をお祈り申し上げ、和水町のこれからの御発展を切に祈念申し上げまして、最後のごあいさつとさせていただきます。

4年にわたるありがたいお支えに心からの御礼を申し上げます。

本当にありがとうございました。

○議長（杉本和彰君） 私からもひと言ごあいさつを申し上げます。

私ども和水町議会議員として、平成26年3月の選挙で当選し、早いもので任期も残り1カ月となりました。この4年間、住民の代表として議員の職責と議決機関の使命を果たすことができましたことを、共に喜びとするところでございます。

事実上、今定例会が最後の議会であり、任期満了とともに各人がそれぞれ新たな旅立ちをすることになります。今期で議員を勇退される方々には、これまでの豊富な経験と識見をもとに、町政発展のために今後とも御指導、御尽力を賜われますようお願い申し上げます。

そして、次期町議会議員選挙に引き続き立候補される方には、全員が当選を果たされ、ふたたび本会議場で席を共にできますよう念願する次第であります。

さて、町長以下執行部職員の方々には、任期中大変お世話になりました。これまでの御厚情に深く感謝、深くお礼を申し上げますとともに、さらなる発展と住民福祉の増進のためにいつそうの御努力をされますようお願い申し上げたいと存じます。

最後に、私、和水町4代目議長に推挙され、今日まで議長職を務めさせていただきましたことは、これもひとえに議員各位、執行部の皆様の御協力の賜物であり、ここに厚く感謝を申し上げ、任期最後のごあいさつとさせていただきます。

最後に病気にまたなりまして、大変申し訳ありませんでした。

大変ありがとうございました。

○議長（杉本和彰君） これをもちまして、平成30年3月定例会を閉会します。

慎重審議、大変御苦労さまでした。ありがとうございました。

御起立お願いいたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後4時37分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和水町議会議長

和水町議会副議長

署名議員

署名議員